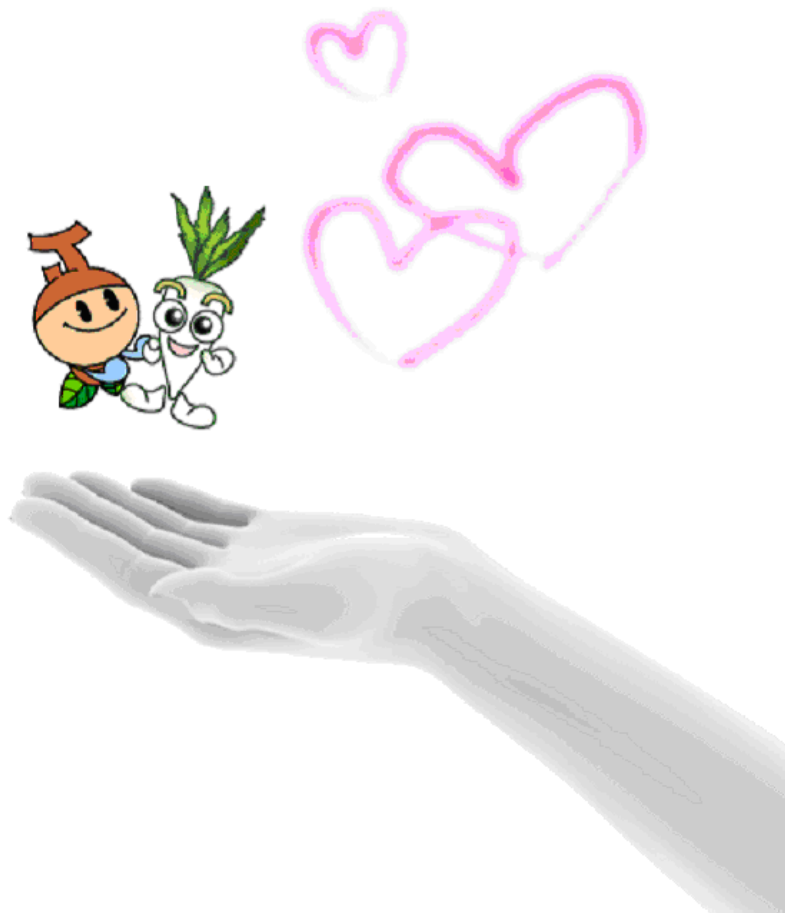


錦江町

男女共同参画基本計画



平成27年1月

はじめに



人々の価値観やライフスタイルが多様化する中で、錦江町が掲げる将来像「あふれる自然、こころゆたかな町」を実現するためには、すべての人が互いの人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現することが必要になります。

地域活性化は、男女共同参画の問題であり、男女共同参画社会の形成を促進するためには、一つの施策を実施すればこと足りるものではありませんし、あらゆる分野で配慮し、総合的、計画的な施策を推進することが必要となります。

このたび、「錦江町男女共同参画基本計画」の策定に向けて、町内の有識者、関係機関・団体の代表、町内企業・事業所の代表、学識経験者などによる錦江町男女共同参画懇話会を設置し、町民意識調査の結果をもとに、施策の立案や推進に際しての答申等の意見を聴取し、議論を尽くしてまいりました。

今回策定されました「錦江町男女共同参画基本計画」は、懇話会の答申を最大限尊重して策定された計画です。今後は、目標達成に向けて、行政や企業・各種団体などとともに連携して取り組んでいきたいと考えていますので、町民の皆さま方のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、この計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言、情報提供をいただきました町民の皆さまをはじめ、錦江町男女共同参画懇話会や各種団体など関係者の方々に對しまして、心よりお礼申し上げます。

平成27年1月
錦江町長 楠元 忠洋

～ 目 次 ～

第1章 計画の趣旨	3
1 計画策定の趣旨	4
2 計画の性格	4
3 計画の期間	4
第2章 計画策定の背景	5
1 日本の動き	6
2 鹿児島県の動き	6
3 錦江町の動き	7
4 社会・経済環境の変化	8
第3章 町民意識の現状	13
1 町民意識調査結果の概要	14
第4章 計画の内容	54
1 基本理念	55
2 基本目標 I～V	55
(参考資料)	
男女共同参画社会についての町民意識調査内容	60
男女共同参画社会基本法	72
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	77
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	88
鹿児島県男女共同参画推進条例	98
錦江町男女共同参画懇話会設置要綱	102
錦江町男女共同参画推進会議設置要綱	103
錦江町男女共同参画懇話会委員名簿	105

第 1 章

計 画 の 趣 旨

1 計画策定の趣旨

2 計画の性格

3 計画の期間

1 計画策定の趣旨

平成11年に制定された、男女の人権の尊重や政策等の立案及び決定への共同参画などを基本理念とする男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下「法」という。）の施行により、県において男女共同参画計画が義務付けられ（市町村においては努力義務）、平成13年に鹿児島県男女平等参画推進条例が制定されています。

これを受け、本町も「あふれる自然、こころゆたかな町」の趣旨を活かした男女共同参画社会づくりのための施策を展開するため「錦江町男女共同参画基本計画」を策定します。

2 計画の性格

- (1) この計画は、法及び鹿児島県男女共同参画推進条例第7条の規定に基づく男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的な計画です。
- (2) この計画は、「男女共同参画基本計画(第3次)」および鹿児島県男女共同参画基本計画との整合性を図り策定します。
- (3) この計画は、地域の特性を考慮し、町民の意見を反映するため、町内有識者や関係機関団体、町内企業及び事業所代表者、学識経験者等で構成された錦江町男女共同参画懇話会からの提言及び平成26年度に実施した「錦江町男女共同参画に関する町民意識調査」などを踏まえて策定します。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度を初年度とする平成36年度までの10年間とし、実施事業については5年間を一区切りとして見直します。その他、社会・経済環境の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

第 2 章

計 画 策 定 の 背 景

1 日 本 の 動 き

2 鹿 児 島 県 の 動 き

3 錦 江 町 の 動 き

4 社 会 ・ 経 済 環 境 の 変 化

1 日本 の 動き

わが国では、国際的な取り組みに呼応して、男女共同参画社会の実現をめざし様々な取り組みが進められてきました。昭和50年の国際婦人年を契機として、女性に関する施策を総合的かつ効率的に推進するため、「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和52年には、世界行動計画の趣旨に沿い、女性問題の課題や主な推進内容を明らかにする「国内行動計画」が策定されました。とりわけ昭和51年からの「国際婦人の10年」の間には、民法・戸籍法の一部改正など、男女平等に関する法律・制度面の整備も進み、昭和60年には、「女子差別撤廃条約」を批准し、翌年には「男女雇用機会均等法」が施行されました。

その後、昭和62年には、女性が能力を十分に発揮し、男女がともに社会の発展に貢献することのできる男女共同参加社会の形成をめざす「新国内行動計画」が策定され、平成3年には、「共同参加」を「共同参画」に改めるとともに、行動計画の第一次改定が行われ、以後これに沿って施策が推進されてきました。

平成6年には、推進本部機構が強化されて内閣に「男女共同参画推進本部」が、総理府に「男女共同参画審議会」及び「男女共同参画室」が設置されました。

平成8年には、第4回世界女性会議において示された課題に対処するため、「男女共同参画2000年プラン」が策定され、男女共同参画社会の形成を促進するため、平成12年度までに取り組むべき施策の方向性が示されました。

平成11年には、男女共同参画の形成に関する基本理念や国、地方公共団体、国民の責務などを定めた「男女共同参画社会基本法」が施行され、この法律に基づき、翌年には「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成13年の中央省庁などの改革により、内閣府に「男女共同参画会議」と「男女共同参画局」が設置されるなど、推進体制の強化が図られるとともに、法律面においても、平成14年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が施行されました。そして、平成17年には、「男女共同参画基本計画」策定後の男女共同参画の形成に関連する様々な状況の変化を考慮して、「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定されました。この基本計画による取り組みを評価・総括し、平成22年には、「男女共同参画基本計画（第3次）」が策定されました。この第3次基本計画において強調している視点は、「女性の活躍による社会経済の活性化、男性、子どもにとっての男女共同参画、様々な困難な状況におかれている人々への対応、女性に対するあらゆる暴力の根絶、地域における身近な男女共同参画の推進」と5つあげられており、今後取り組むべき喫緊の課題は、「実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進、より多様な生き方を可能にする社会システムの実現、雇用・セーフティネットの再構築、推進体制の強化」となっています。

2 鹿児島 県の 動き

鹿児島県においても、世界及び国における取り組みに呼応して、男女共同参画の実

現をめざし様々な取り組みが展開されてきました。

昭和54年に、婦人問題に関する担当窓口として「青年婦人課」が設置され、総合的・効果的な施策の推進に向けた「鹿児島県婦人行政推進連絡会議」および「鹿児島県婦人問題懇話会」が設置されました。昭和56年に「鹿児島県婦人対策基本計画」が策定され、昭和60年に策定された「鹿児島県総合基本計画」には「婦人の地位向上の推進」が明記されました。平成2年には「鹿児島総合基本計画」に「男女の共同参加型社会の形成」が施策の基本方針として明記され、同年「婦人対策室」が設置されました。翌年には「婦人対策室」が「女性対策室」と改称され、「鹿児島女性プラン21」が策定されるとともに「鹿児島県女性行政連絡会議」と「鹿児島女性プラン21推進会議」が設置されました。

平成11年に、国の「男女共同参画2000年プラン」をふまえた「かごしまハーモニープラン」が策定されるとともに、「鹿児島県男女共同参画推進本部会議」と「かごしまハーモニープラン推進懇話会」が設置されました。また、平成13年に「鹿児島県男女共同参画推進条例」が制定され、平成15年には「青少年男女共同参画課・男女共同参画係」が設置されました。同年、男女共同参画社会づくりに関する学習・研修、相談、情報提供など活動の拠点施設としての「鹿児島県男女共同参画センター」が開設されました。

配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する動きとして、平成17年には、「支援者のためのDV被害者相談対応マニュアル」が作成され、翌年には「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」が策定されました。

平成20年には、「これまでのかごしまハーモニープラン」に基づく取り組みの成果や課題を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた新たな行動計画として、鹿児島県男女共同参画推進条例第10条第1項の規程に基づき「鹿児島県男女共同参画基本計画」が策定されました。

3 錦江町の動き

錦江町は、旧大根占町と旧田代町が合併し平成17年に誕生しました。男女共同参画の推進については、平成18年3月に策定した「錦江町総合振興計画」における基本計画の中で、男女共同参画社会の実現を施策の方針として掲げています。この間、国・県の男女平等参画週間にあわせ、啓蒙活動に取り組んできましたが十分な取り組みとはいえず、計画書を策定し、実行ある施策を展開することが喫緊の課題でありました。

このような状況の中、平成26年2月に男女共同参画社会の形成実現に向けて、広範囲な各分野からの意見を反映させ総合的な政策を推進するため、協議会が設置されました。この協議会には、町内有識者、関係機関・団体代表、町内企業・事業所代表、学識経験者などによる「錦江町男女共同参画懇話会」と庁内全課長で構成する「錦江町男女共同参画推進会議」、推進会議の各委員が推薦する所属職員で構成する「錦江町男女共同参画幹事会」の3つがあり、連携を図りながら基本計画のあり方について検討を開始しました。

また、同年4月には「男女共同参画に関する町民意識調査」を実施しました。この調査は、社会のあらゆる分野で男女がともに参画できるまちづくりを実現するため、家庭、地域社会、職場などの様々な場面における意識と実態を把握し、今後の男女共同参画社会の実現に向けて、町が取り組むべき施策の基礎資料とすることを目的に実施されたものです。

上記の3つの会議にて、様々な男女共同参画社会実現に向けての意見を集約し、平成27年1月に「錦江町男女共同参画基本計画」を策定しました。

4 社会・経済環境の変化

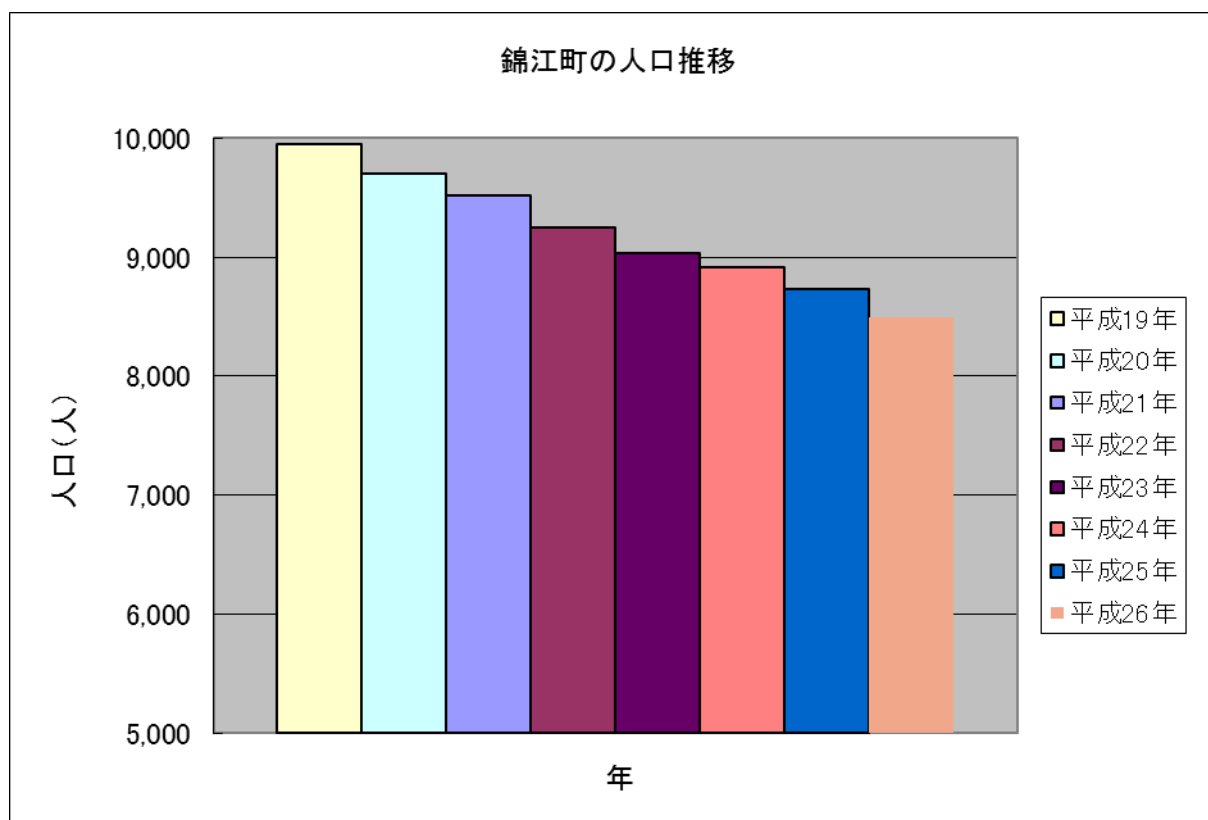
(1) 人口減少・少子高齢社会の進展

錦江町の総人口は、平成25年10月1日現在で8,727人となっており、毎年200人程度の人口が減少しています。65歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は、平成21年から平成25年までに1.1ポイント上昇し、高齢者数はほぼピークにきていると推測されますが、高齢化率は39.8%と高い割合となっており、県内でも上位に位置しています。

鹿児島県の合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む平均の子ども数）は、平成21年で1.56となっており、全国の1.37を上回っており、平成12年から横ばいで推移しています。

人口の減少や少子高齢化社会の急速な進展は、生産人口の減少による社会活力の低下を招き、安定した社会保障制度の運営も危ぶまれています。また、経済環境の変化や産業構造の変化により、これまで経済状況に適してきた様々な制度や慣行は見直しが必要となってきています。こうした中、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関係なく個性と能力を十分に発揮でき、また、一人ひとりの多様な生き方の選択を可能にする男女共同参画社会に向けた環境づくりが求められています。

1) 錦江町の人口の推移

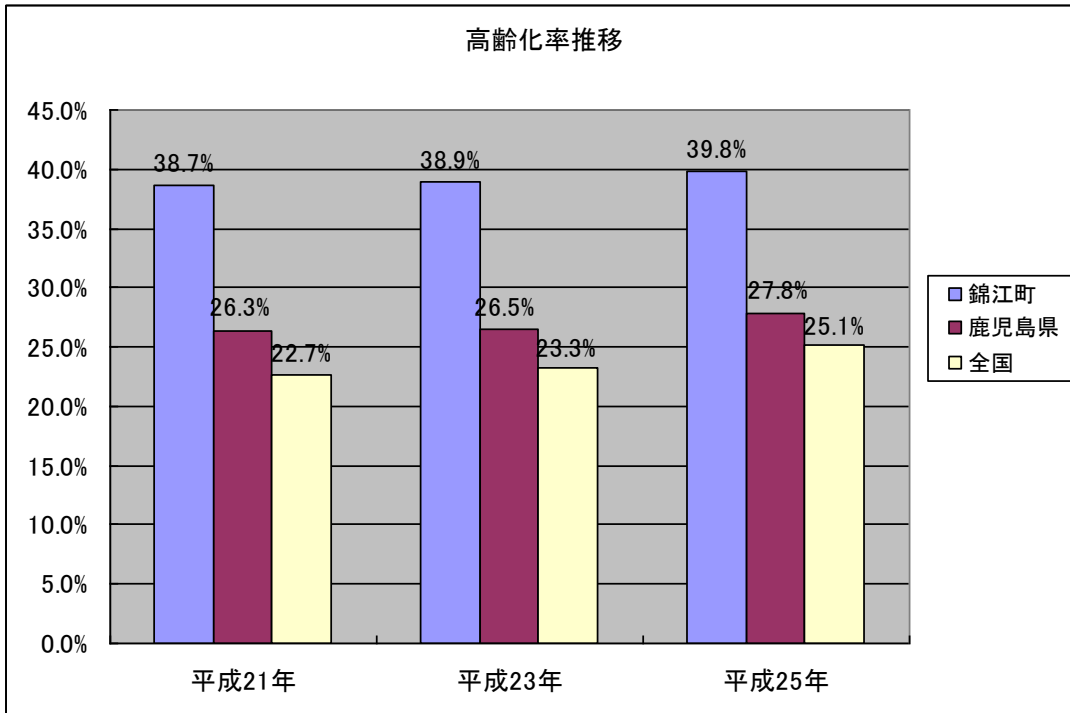


平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
9,953	9,704	9,521	9,247	9,036	8,910	8,727	8,490
	▲ 249	▲ 183	▲ 274	▲ 211	▲ 126	▲ 183	▲ 237

(各年10月1日現在人口 単位：人)

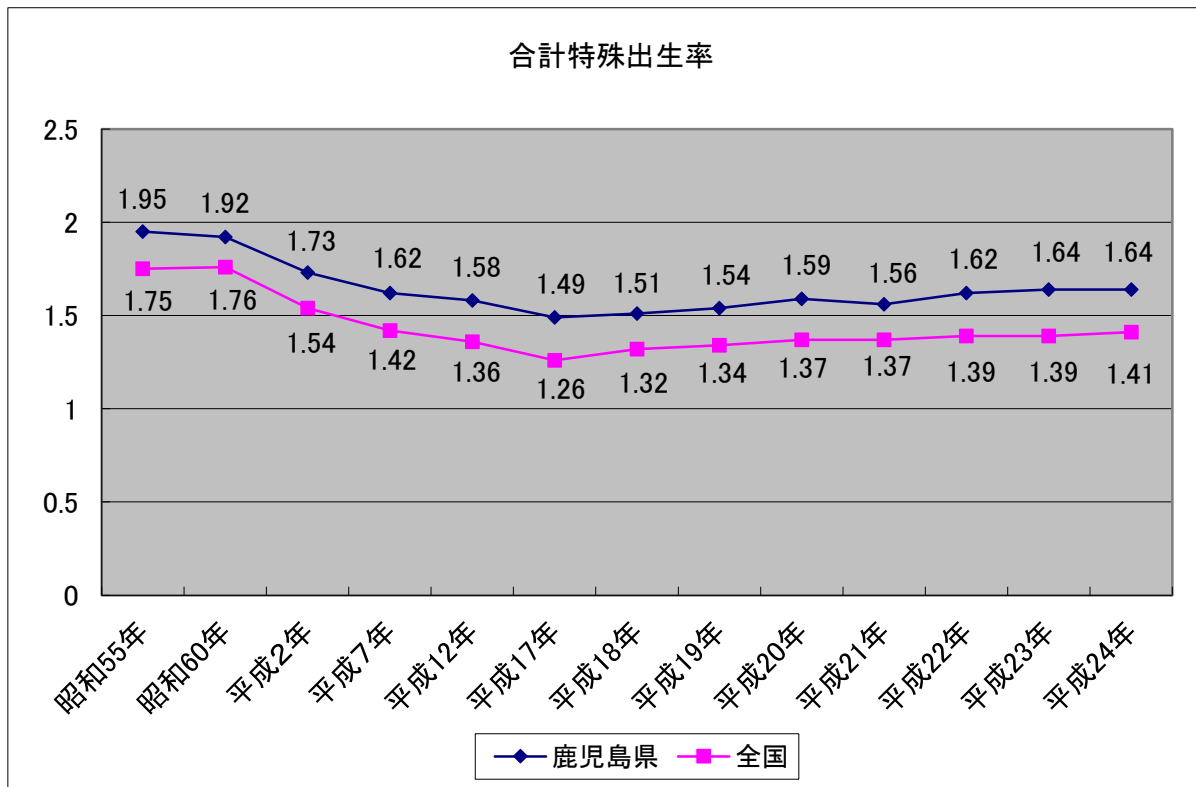
(表の下段は、対前年比人口増減)

2) 高齢化率（国・県・錦江町）



資料：総務省統計局推計、鹿児島県年齢別推計人口調査（平成21年10月1日）

3) 合計特殊出生率の推移（国・鹿児島県）



資料：鹿児島県合計特殊出生率の推移（平成25年11月25日）

※ 合計特殊出生率

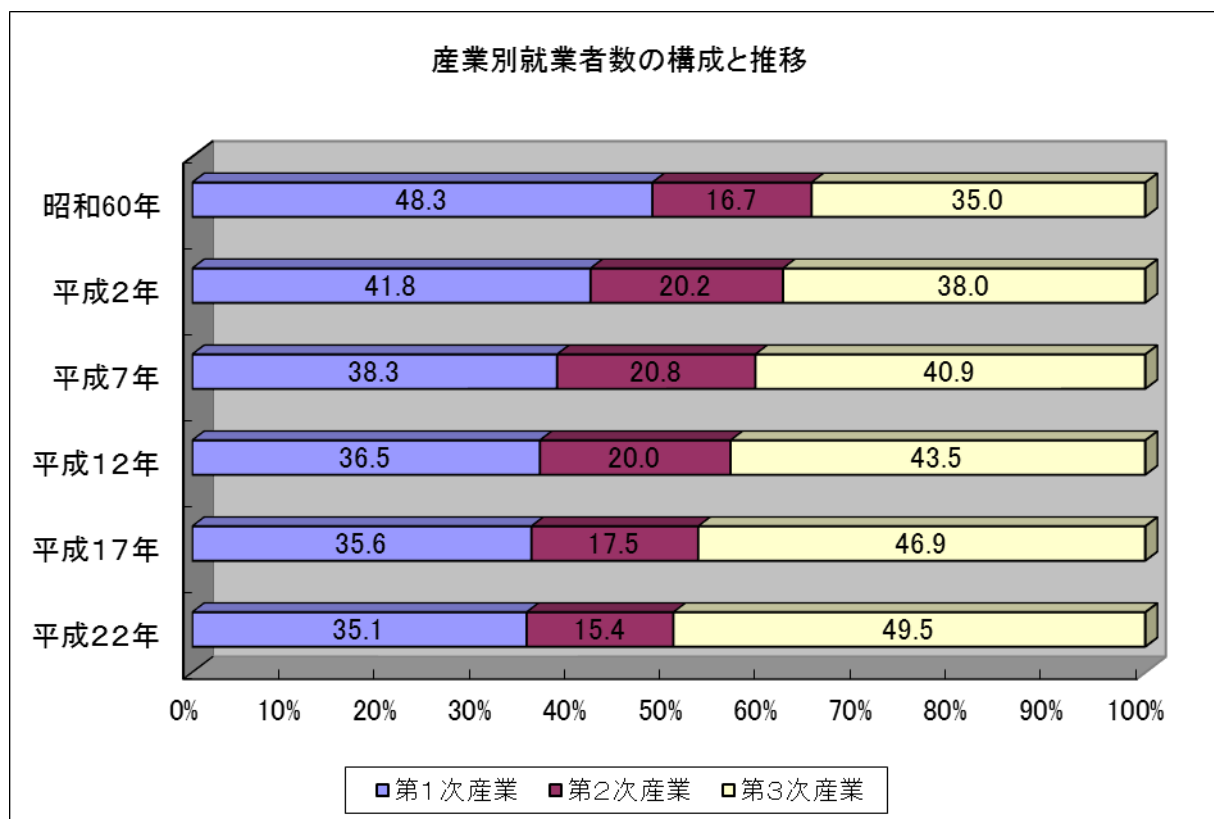
15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとした時の子どもの数に相当する。(人口動態等統計調査)

錦江町における平成20年～平成24年合計特殊出生率は1.91(人口動態保健所・市町村別統計)

(2) 産業構造・就業構造の変化

本町の産業の主体は、農業を中心とする第一次産業であるが、昭和30年代以降農家数及び第一次産業の就業者はともに大幅な減少となっています。これは基幹産業である農業経営の規模が零細で、高齢化してきているためであり、経営の基盤が弱く、他産業との所得格差が広がるにつれ、就業者が他産業に移行していることを示しています。また第二次産業については、そのほとんどが地場資源利用の木製品製造業、食料品製造業であります。

少子高齢化の進展に伴い、女性労働力への期待が高まる中で、多様な職業ニーズを持つ女性が主体的に職業選択を行い、性別に差別されることなく男女がともにその能力と個性を十分に発揮できる就業環境の整備が求められています。



資料：総務省（国勢調査）

	第1次産業	第2次産業	第3次産業
昭和 60 年	48.3	16.7	35.0
平成2年	41.8	20.3	37.9
平成7年	38.4	20.8	40.8
平成 12 年	36.5	20.0	43.5
平成 17 年	35.6	17.5	46.9
平成 22 年	35.1	15.4	49.5

第 3 章

町民意識の現状

1 町民意識調査結果の概要

錦江町男女共同参画に関する町民意識調査結果の概要

1 アンケートの概要

- ① 配布：20～70歳代までの男女を年代別・地域別に住民基本台帳から無作為に選出1,000人
- ② 回答：合計 463人 回答率 46.3%
- ③ 母集団と回答者との関係：回答者の性別や年齢に関して、母集団との著しい違いは確認できず、性別や年齢への偏りはないとみてよい

2 男女の地位の平等性

それぞれの分野で男女の地位について、「平等」という回答の割合が最も多い分野は、「学校教育」の62.2%、以下「法律・制度」の39.1%となっています。

「男性が優遇されている」では、「慣習やしきたり」が58.8%と最も多く、以下「政治・行政」の52.5%、「社会全体」の51.8%の順となっています。

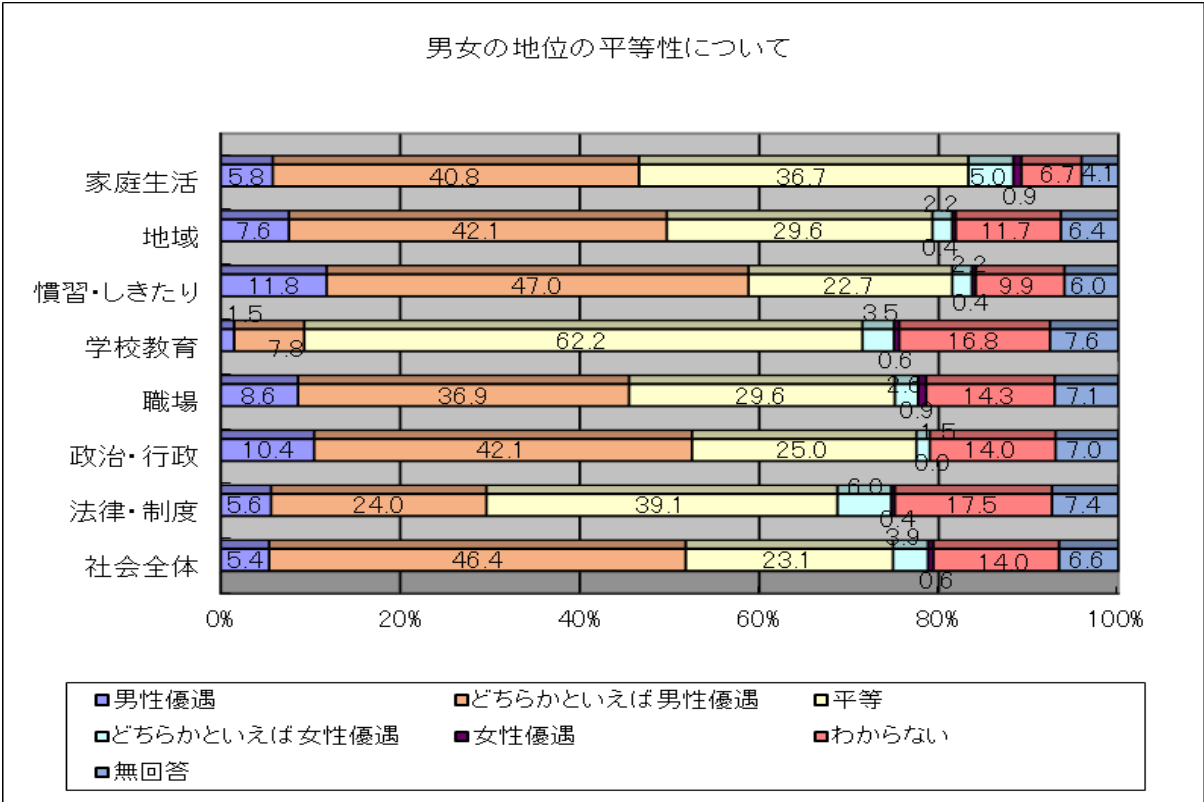
男女別に見た場合、女性の方が男性より「男性が優遇されている」と答えた割合が高くなっています。

男女の地位の不平等感を感じている人が多いことが分かります。

(問2) 現在社会において、男女の地位はどの程度平等になっていると思いますか。

項目	男性優遇	どちらか といえば 男性優遇	平等	どちらか といえば 女性優遇	女性優遇	わから ない	無回答
家庭生活	27(5.8)	189(40.8)	170(36.7)	23(5)	4(0.9)	31(6.7)	19(4.1)
地域	35(7.6)	195(42.1)	137(29.6)	10(2.2)	2(0.4)	54(11.7)	30(6.4)
慣習・しきたり	55(11.8)	218(47)	105(22.7)	10(2.2)	2(0.4)	46(9.9)	27(6)
学校教育	7(1.5)	36(7.8)	288(62.2)	16(3.5)	3(0.6)	78(16.8)	35(7.6)
職場	40(8.6)	171(36.9)	137(29.6)	12(2.6)	4(0.9)	66(14.3)	33(7.1)
政治・行政	48(10.4)	195(42.1)	116(25)	7(1.5)	0(0)	65(14)	32(7)
法律・制度	26(5.6)	111(24)	181(39.1)	28(6)	2(0.4)	81(17.5)	34(7.4)
社会全体	25(5.4)	215(46.4)	107(23.1)	18(3.9)	3(0.6)	65(14)	30(6.6)

(単位:人(%))



3 男女が平等になるために必要なこと

男女があらゆる分野でもっと平等になるために重要なこととしては、「女性の就業、社会参加の支援施設やサービスの充実」という回答が18.9%と最も高く、「経済力など女性自身の積極的な力の向上」(18.6%)が続き、以下「女性への偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりの改善」(17.3%)、「子どもの時から家庭や学校で男女の平等について教える」(15.8%)の順となっています。性別で見ると、男性の回答は「経済力など女性自身の積極的な力の向上」(18%)、「女性への偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりの改善」(16.8%)、同率で「子どもの時から家庭や学校で男女の平等について教える」(16.8%)の順、女性の回答は「女性の就業、社会参加の支援施設やサービスの充実」(22%)、「経済力など女性自身の積極的な力の向上」(19%)、「女性への偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりの改善」(17.4%)の順となっています。

年令、男女間で回答率の大きな偏りがないことが確認されます。

<その他欄の意見（抜粋、要約）>

- 家庭に入るため男性の仕事を減らして
- 何を持って平等とすべきかが分からない
- 男女の役割がある為、全て平等という考えはない
- 男性の家事の手伝いが必要
- 家庭内外で女性に平等の扱いをしてほしい
- 骨格、筋力、脳科学的に差異があると知ること必要
- 男性の育児休暇が必要
- 女性の雇用促進が必要

男女の役割に応じた措置が必要

社会構造の変化に伴い、今後は女性労働力を必要とした時代になると思う

女性自身も家庭事情で仕事を休まない

質問が女性目線すぎている

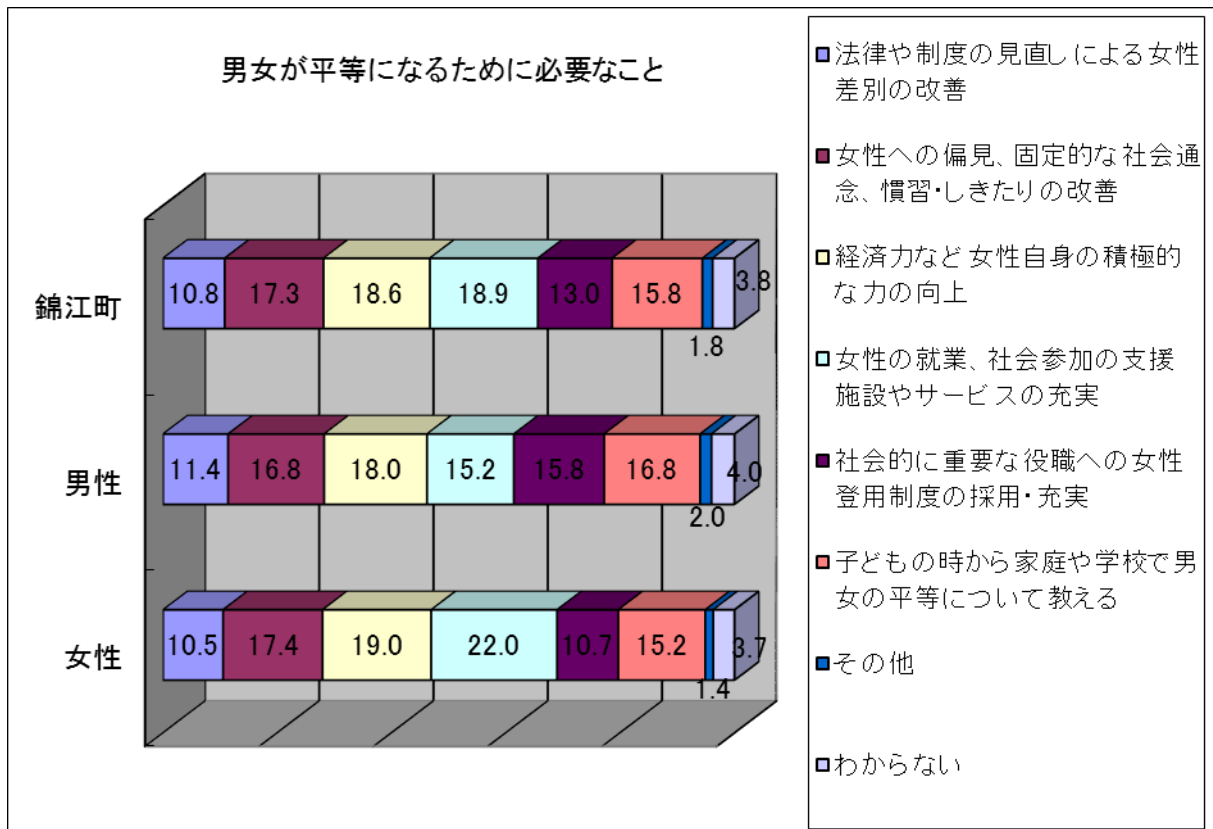
男女の役割を自覚し認め合うことが必要

家事が女性の負担となっている。男性も家事に参加すべき

(問3) 男女があらゆる分野で平等になるために必要なこと(複数回答)

	法律や制度の見直しによる女性差別の改善	女性への偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりの改善	経済力など女性自身の積極的な力の向上	女性の就業、社会参加の支援施設やサービスの充実	社会的に重要な役職への女性登用制度の採用・充実	子どもの時から家庭や学校で男女の平等について教える	その他	わからない
錦江町	123(10.8)	196(17.3)	211(18.6)	215(18.9)	148(13)	180(15.8)	20(1.8)	43(3.8)
男性	57(11.4)	84(16.8)	90(18)	76(15.2)	79(15.8)	84(16.8)	10(2)	20(4)
女性	66(10.5)	109(17.4)	119(19)	138(22)	67(10.7)	95(15.2)	9(1.4)	23(3.7)
20歳代	8(13.1)	7(11.5)	11(18)	7(11.5)	11(18)	10(16.4)	1(1.6)	6(9.8)
30歳代	14(9.8)	26(18.2)	23(16.1)	32(22.4)	15(10.5)	25(17.5)	4(2.8)	4(2.8)
40歳代	14(9)	33(21.3)	26(16.8)	34(21.9)	17(11)	23(14.8)	4(2.6)	4(2.6)
50歳代	26(10.1)	51(19.8)	46(17.9)	54(21)	37(14.4)	34(13.2)	5(1.9)	4(1.6)
60歳代	30(9.7)	49(15.8)	71(22.9)	52(16.8)	41(13.2)	50(16.1)	6(1.9)	11(3.5)
70歳代	31(15)	29(14.1)	33(16)	34(16.5)	27(13.1)	38(18.4)	0(0)	14(6.8)
年代不明	0(0)	1(25)	1(25)	2(50)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)

(単位:人(%))



4 家庭内役割分担 (理想)

家庭の望ましいそれぞれの家事分担について、「家族で分担」という回答が最も多かったのは11項目中7項目で「家族の介護」(70.6%)、「子どものしつけや教育」(65%)、「地域行事等への参加」(63.5%)、「掃除」(60.7%)、「ゴミ出し」(59%)、「食事の後片付け」(58.7%)、「洗濯」(53.6%)となっています。

次に、「妻が中心」という回答が最も多かったのは11項目中3項目で「食事づくり」(58.1%)、「日常の家計管理」(52.9%)、「食料品・日用品の買い物」(45.6%)となっています。

また、「夫が中心」という回答が最も多かったのは11項目中1項目で「家の修繕」(61.6%)となっています。

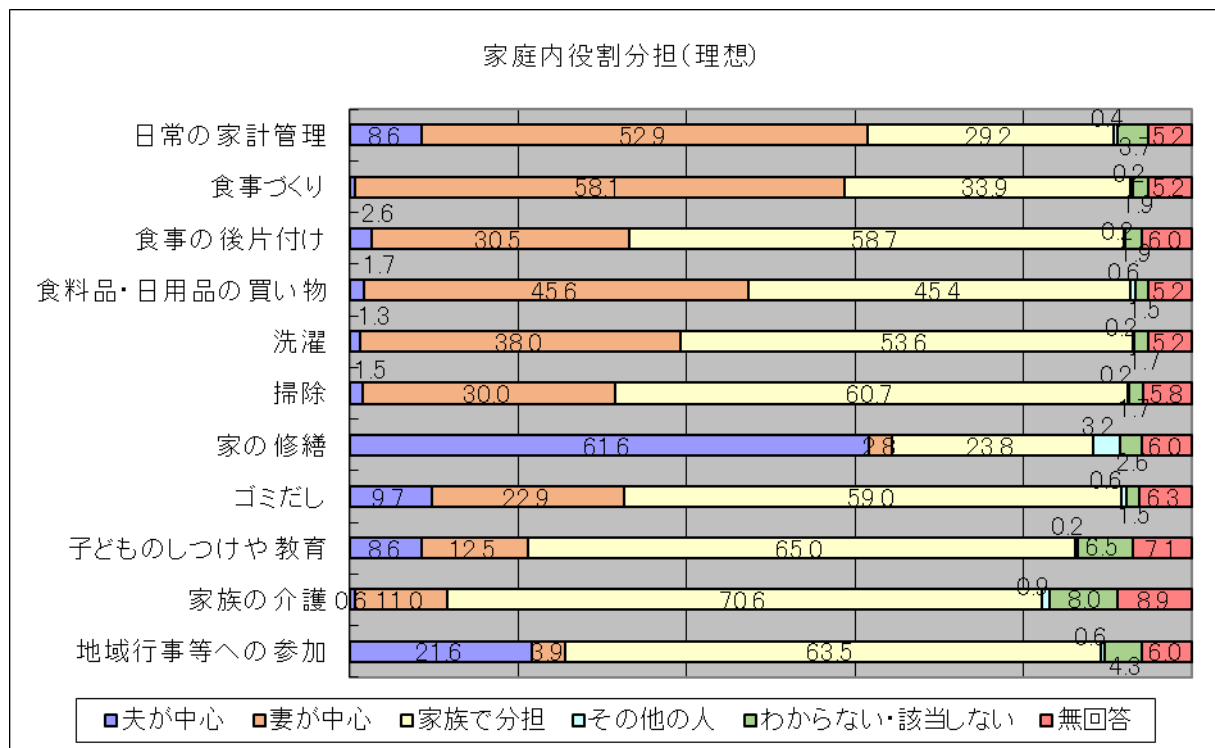
日常の家事については、家族分担型の考え方が増えてきていることが確認できます。

(問4) 家庭内の役割分担で誰がするのが望ましいと思いますか。

	夫が中心	妻が中心	家族で分担	その他の人	わからない・該当しない	無回答
日常の家計管理	40(8.6)	245(52.9)	135(29.2)	2(0.4)	17(3.7)	24(5.2)
食事づくり	3(0.6)	269(58.1)	157(33.9)	1(0.2)	9(1.9)	24(5.2)
食事の後片付け	12(2.6)	141(30.5)	272(58.7)	1(0.2)	9(1.9)	28(6)
食料品・日用品の買い物	8(1.7)	211(45.6)	210(45.4)	3(0.6)	7(1.5)	24(5.2)
洗濯	6(1.3)	176(38)	248(53.6)	1(0.2)	8(1.7)	24(5.2)

掃除	7(1.5)	139(30)	281(60.7)	1(0.2)	8(1.7)	27(5.8)
家の修繕	285(61.6)	13(2.8)	110(23.8)	15(3.2)	12(2.6)	28(6)
ゴミだし	45(9.7)	106(22.9)	273(59)	3(0.6)	7(1.5)	29(6.3)
子どものしつけや教育	40(8.6)	58(12.5)	301(65)	1(0.2)	30(6.5)	33(7.1)
家族の介護	3(0.6)	51(11)	327(70.6)	4(0.9)	37(8)	41(8.9)
地域行事等への参加	100(21.6)	18(3.9)	294(63.5)	3(0.6)	20(4.3)	28(6)

(単位:人(%))



5 家庭内役割分担(現実)

実際の家事分担については、「妻が中心」という回答が最も多かったのは11項目中7項目で「食事づくり」(64.1%)、「食事の後片付け」(53.1%)、「洗濯」(52.9%)、「食料品・日用品の買い物」(52.7%)、「日常の家計管理」(50.8%)、「掃除」(50.1%)、「ゴミだし」(36.5%)となっています。

次に「家族で分担」という回答が最も多かったのは11項目中3項目で「子どものしつけや教育」(35.9%)、「地域行事等への参加」(33.9%)、「家族の介護」(28.3%)となっています。

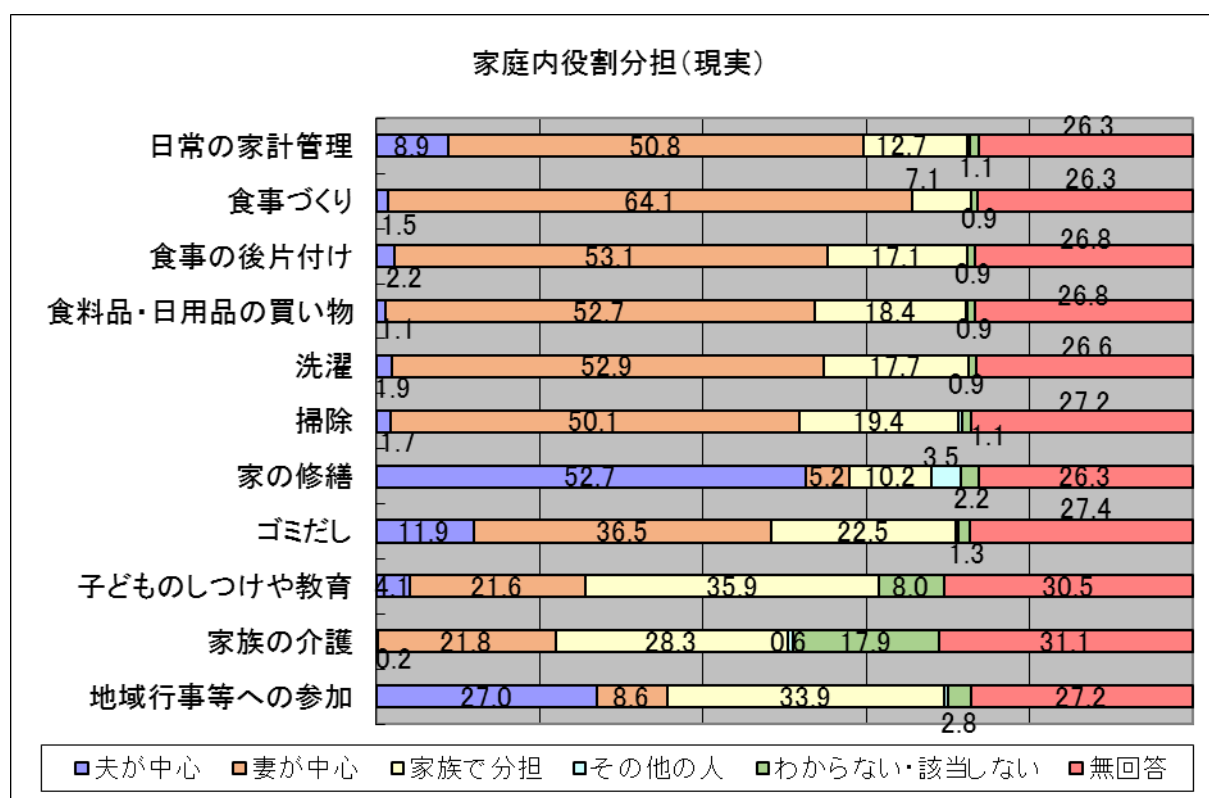
また「夫が中心」という回答が最も多かったのは11項目中1項目で「家の修繕」(52.7%)となっています。

家事全般については圧倒的に女性の方が多いことが確認できます。前記の理想と比較してみると、家事全般において、女性の役割分担意識が高いことが分かります。

(問5) 家庭内の役割分担は誰がしていますか。

	夫が中心	妻が中心	家族で分 担	その他 の 人	わから ない・該 当 しない	無回答
日常の家計管理	41(8.9)	235(50.8)	59(12.7)	1(0.2)	5(1.1)	122(26.3)
食事づくり	7(1.5)	297(64.1)	33(7.1)	0(0)	4(0.9)	122(26.3)
食事の後片付け	10(2.2)	246(53.1)	79(17.1)	0(0)	4(0.9)	124(26.8)
食料品・日用品の買い物	5(1.1)	244(52.7)	85(18.4)	1(0.2)	4(0.9)	124(26.8)
洗濯	9(1.9)	245(52.9)	82(17.7)	0(0)	4(0.9)	123(26.6)
掃除	8(1.7)	232(50.1)	90(19.4)	2(0.4)	5(1.1)	126(27.2)
家の修繕	244(52.7)	24(5.2)	47(10.2)	16(3.5)	10(2.2)	122(26.3)
ゴミだし	55(11.9)	169(36.5)	104(22.5)	2(0.4)	6(1.3)	127(27.4)
子どものしつけや教育	19(4.1)	100(21.6)	166(35.9)	0(0)	37(8)	141(30.5)
家族の介護	1(0.2)	101(21.8)	131(28.3)	3(0.6)	83(17.9)	144(31.1)
地域行事等への参加	125(27)	40(8.6)	157(33.9)	2(0.4)	13(2.8)	126(27.2)

(単位:人(%))



6 男は仕事、女は家庭の考え方

「男は仕事、女は家庭」という考え方については、「賛成意見」の回答が 43.2%、「反対意見」の回答が 41.4%となっており、差は小さくなっています。

しかしながら、性別でみると、男性では「賛成意見」が 50.5%となっており、「反対意見」の 36.1%

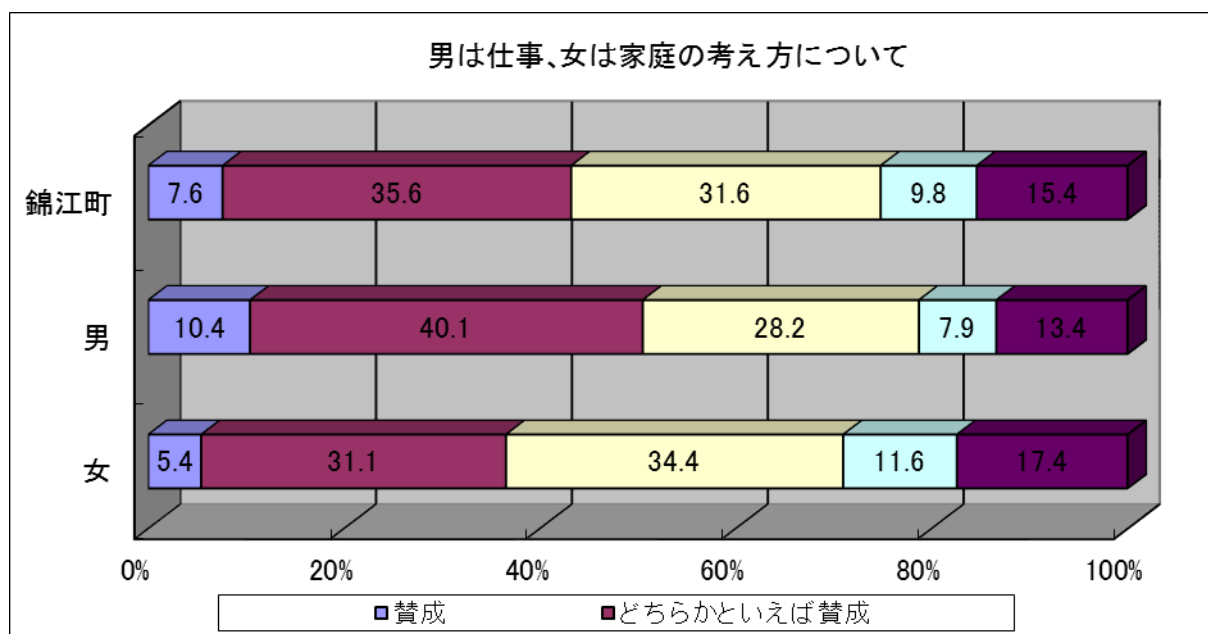
を大きく上回っています。また、女性では「賛成意見」が36.5%となっており、「反対意見」の46%を大きく下回っています。

年代別にみると、20歳代～50歳代では「賛成意見」が34.5%となっており、「反対意見」の48.4%を大きく下回っていますが、60歳代以上では、「賛成意見」が53.3%となっており、「反対意見」の33.2%を大きく上回っています。

(問6)「男は仕事、女は家庭」の考え方

	賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対	わからない
錦江町	34(7.6)	160(35.6)	142(31.6)	44(9.8)	69(15.4)
男	21(10.4)	81(40.1)	57(28.2)	16(7.9)	27(13.4)
女	13(5.4)	75(31.1)	83(34.4)	28(11.6)	42(17.4)
20歳代	1(4.4)	5(21.7)	6(26.1)	5(21.7)	6(26.1)
30歳代	4(7.0)	18(31.6)	19(33.4)	8(14.0)	8(14.0)
40歳代	4(5.9)	18(26.5)	26(38.2)	9(13.2)	11(16.2)
50歳代	4(4.1)	31(31.6)	35(35.7)	11(11.2)	17(17.4)
60歳代	13(10.9)	47(39.5)	35(29.4)	7(5.9)	17(14.3)
70歳代	8(10)	38(47.5)	20(25)	4(5)	10(12.5)

(単位：人(%))



7 職場での男女平等について

職場での男女の扱いについて、「平等になっている」という回答が最も多かったのは9項目中7項目で、「休暇取得」(65.1%)、「福利厚生」(63.1%)、「教育訓練・研修」(56.7%)、「退職・解雇」(52.9%)、「募集・採用」(49.3%)、「仕事内容」(43.7%)、「賃金」(42.6%)となっています。

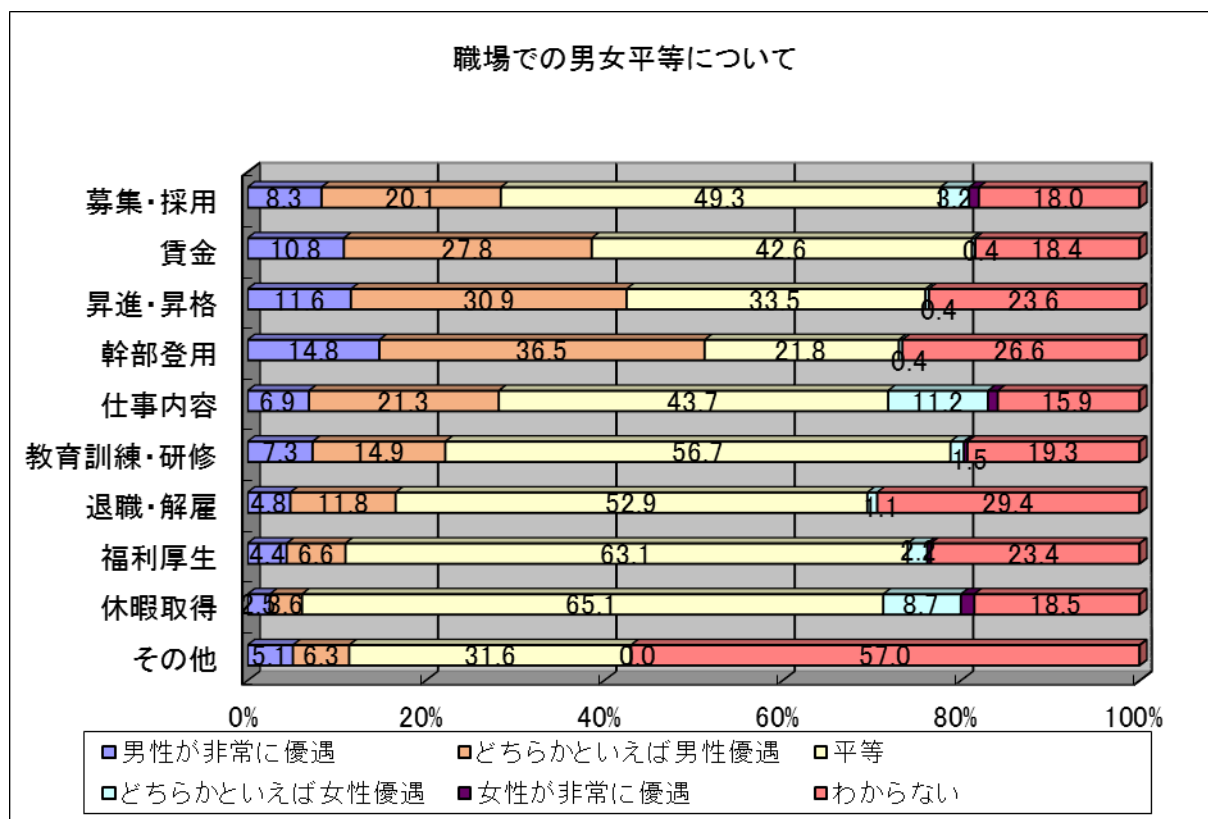
次に「男性の方が優遇されている」という意見の回答が最も多かったのは9項目中2項目で「幹部登用」(51.3%)、「昇進・昇格」(42.5%)となっています。

また「女性の方が優遇されている」という意見の回答はいずれの項目でも低くなっています。

(問7) 職場での男女平等

	男性が非常に優遇	どちらかといえば男性優遇	平等	どちらかといえば女性優遇	女性が非常に優遇	わからない
募集・採用	23(8.3)	56(20.1)	137(49.3)	9(3.2)	3(1.1)	50(18)
賃金	30(10.8)	77(27.8)	118(42.6)	1(0.4)	0(0)	51(18.4)
昇進・昇格	32(11.6)	85(30.9)	92(33.5)	1(0.4)	0(0)	65(23.6)
幹部登用	40(14.8)	99(36.5)	59(21.8)	1(0.4)	0(0)	72(26.6)
仕事内容	19(6.9)	59(21.3)	121(43.7)	31(11.2)	3(1.1)	44(15.9)
教育訓練・研修	20(7.3)	41(14.9)	156(56.7)	4(1.5)	1(0.4)	53(19.3)
退職・解雇	13(4.8)	32(11.8)	144(52.9)	3(1.1)	0(0)	80(29.4)
福利厚生	12(4.4)	18(6.6)	173(63.1)	6(2.2)	1(0.4)	64(23.4)
休暇取得	7(2.5)	10(3.6)	179(65.1)	24(8.7)	4(1.5)	51(18.5)
その他	4(5.1)	5(6.3)	25(31.6)	0(0)	0(0)	45(57)

(単位：人(％))



8 職場での女性の働き方で望ましいもの

職場での女性の働き方については、「性別に関わらず能力主義での仕事を与えるべき」という回答が全体の 50.9%と最も高く過半数を超えています。

性別で見ると大きな差はみられません。年齢別で見ると、すべての年代で「性別に関わらず能力主義での仕事を与えるべき」という回答の割合が最も高くなっていますが、40 歳代の 59.4%に対し、70 歳代以上では 38%と認識に大きな差がみられます。

<その他欄の意見（抜粋、要約）>

性別に関わらず、本人のやりたい仕事、出来る仕事をするのが良い

女性ならではの視点、気配りを発揮し仕事をすべき

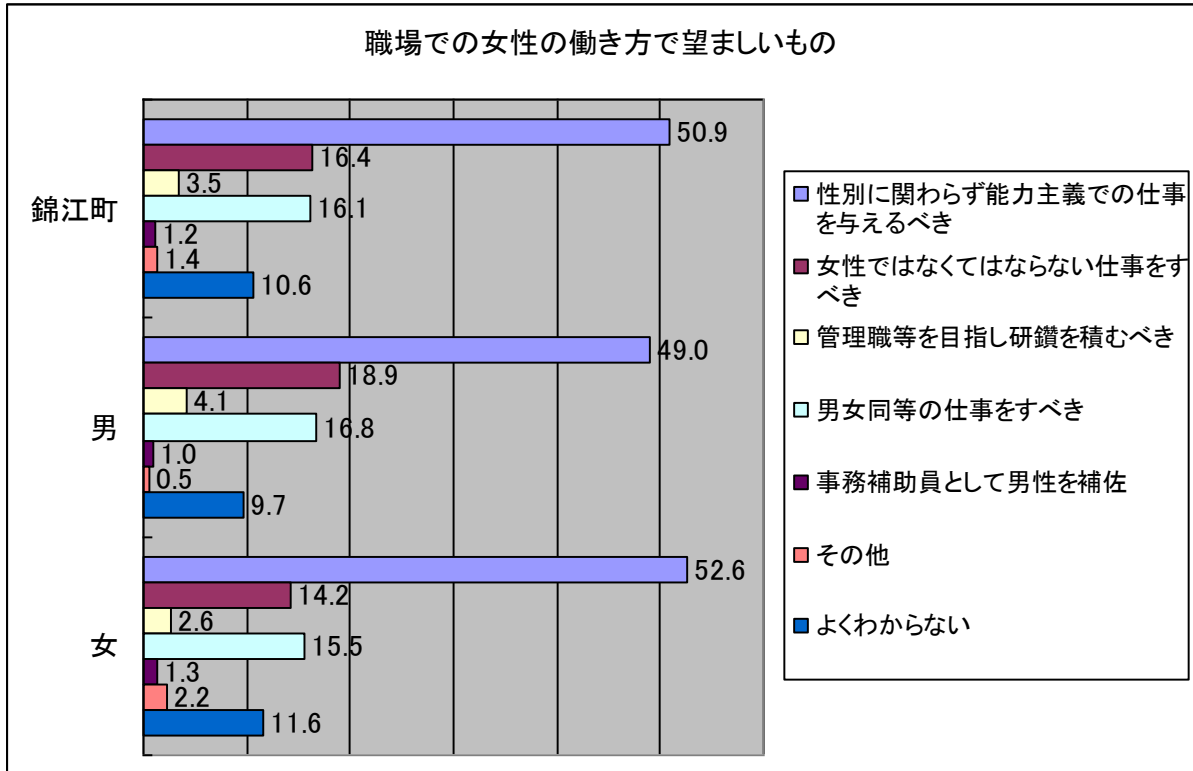
仕事は平等が望ましいが役割分担も必要

職場での平等の仕事内容は、家事、育児等を行う女性にとっては負担になる

（問 8）職場での女性の働き方で望ましいもの

	性別に関わらず能力主義での仕事を与えるべき	女性ではなくてはならない仕事をすべき	管理職等を目指し研鑽を積むべき	男女同等の仕事をするべき	事務補助員として男性を補佐	その他	よくわからない
錦江町	221(50.9)	71(16.4)	15(3.5)	70(16.1)	5(1.2)	6(1.4)	46(10.6)
男	96(49)	37(18.9)	8(4.1)	33(16.8)	2(1)	1(0.5)	19(9.7)
女	122(52.6)	33(14.2)	6(2.6)	36(15.5)	3(1.3)	5(2.2)	27(11.6)
20 歳代	13(56.5)	1(4.3)	1(4.3)	3(13)	0(0)	0(0)	5(21.7)
30 歳代	31(53.4)	7(12.1)	2(3.4)	12(20.7)	0(0)	3(5.2)	3(5.2)
40 歳代	41(59.4)	7(10.1)	3(4.3)	12(17.4)	2(2.9)	0(0)	4(5.8)
50 歳代	54(56.8)	14(14.7)	2(2.1)	12(12.6)	0(0)	3(3.2)	10(10.5)
60 歳代	54(47.4)	26(22.8)	3(2.6)	16(14)	2(1.8)	0(0)	13(11.4)
70 歳代	27(38)	15(21.1)	3(4.2)	14(19.7)	1(1.4)	0(0)	11(15.5)

（単位：人（%））



9 女性が職業を持つことに対する考え方

女性が職業を持つことについては、「子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事を持つほうが良い」という回答が 48.4%と最も高く、次に「子どもができて仕事も続けるほうが良い」(32.3%)の順となっています。

性別でみると大きな差はみられず、年齢別でみると、各年代ともに「子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事を持つほうが良い」という回答が最も高くなっている一方で、30歳代、40歳代の回答は、「子どもができて仕事も続けるほうが良い」(42%)という回答が高くなっています。

<その他欄の意見（抜粋、要約）>

本人の意思や希望を尊重する、また家庭のスタイルに任せる

人それぞれ、子どもによっても違う

社会に出て仕事がしたい

生まれた子どもにとって母親はかけがえのない存在、一定期間は育児に専念したい

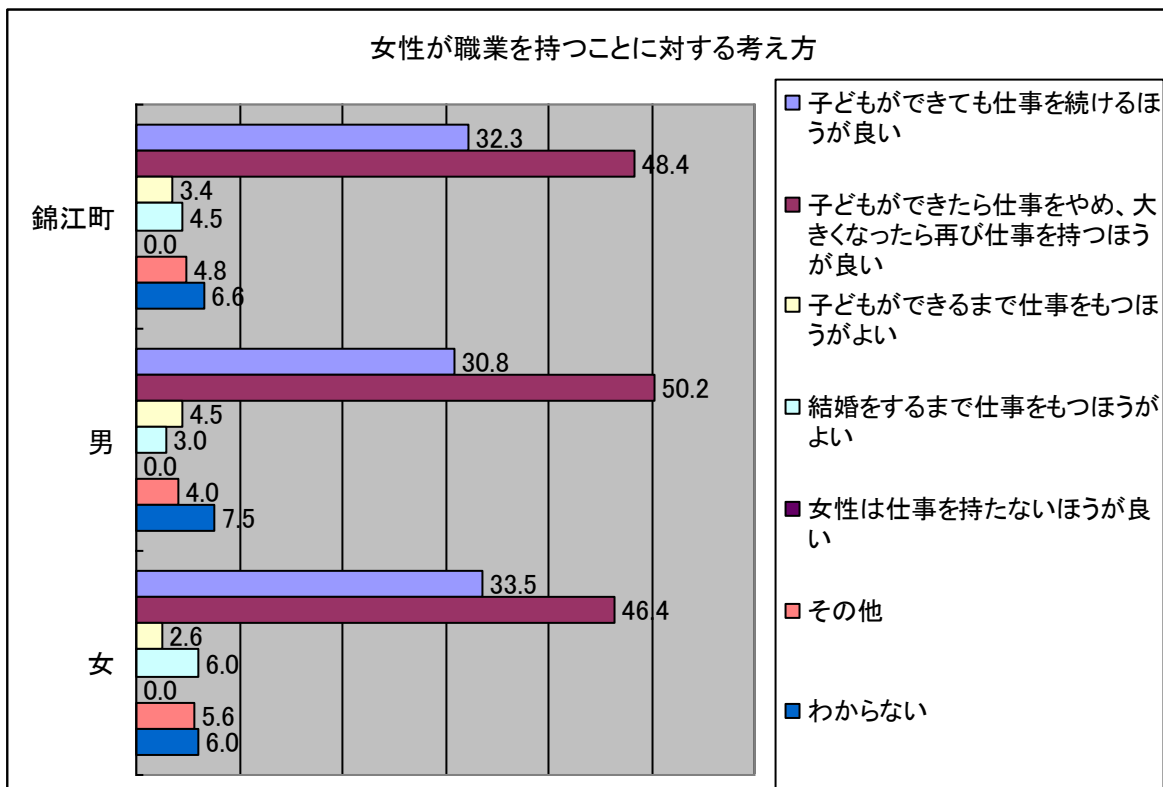
教育、生活費にお金がかかるため、女性が仕事を持つ事は必要

生活の為、働くしかない

(問9) 女性が職業を持つことに対する考え

	子どもが できて も仕事 を続 ける ほう が良 い	子ども がで きた らし 事を やめ 、大 きく なっ たら 再び 仕事 を持 つほう が良 い	子ども がで きる ま でし 事を もつ ほう がよ い	結婚 をす るま でし 事を もつ ほう がよ い	女性 はし 事を 持た ない ほう が良 い	その他	わか らな い
錦江町	142(32.3)	213(48.4)	15(3.4)	20(4.5)	0(0)	21(4.8)	29(6.6)
男	62(30.8)	101(50.2)	9(4.5)	6(3)	0(0)	8(4)	15(7.5)
女	78(33.5)	108(46.4)	6(2.6)	14(6)	0(0)	13(5.6)	14(6)
20歳代	7(30.4)	9(39.1)	1(4.3)	0(0)	0(0)	1(4.3)	5(21.7)
30歳代	24(42.1)	19(33.3)	2(3.5)	0(0)	0(0)	8(14)	4(7)
40歳代	29(42)	24(34.8)	3(4.3)	0(0)	0(0)	7(10.1)	6(8.7)
50歳代	35(36.8)	46(48.4)	2(2.1)	6(6.3)	0(0)	2(2.1)	4(4.2)
60歳代	29(25)	69(59.5)	7(6)	4(3.4)	0(0)	1(0.9)	6(5.2)
70歳代	17(22.4)	43(56.6)	0(0)	10(13.2)	0(0)	2(2.6)	4(5.3)

(単位:人(%))



10 女性が職場で能力を発揮するために必要なこと（複数回答）

女性が職場で能力を発揮するために必要なことについて、「仕事と家庭の両立を支援する制度の整備・普及」という回答が26.9%、以下「女性自らが積極的に知識や技能を身につけること」(17.9%)、「能力主義による人事管理」(15.1%)、「女性の能力開発のための研修」(11.1%)の順となっています。

性別、年齢別で見ると、男女間、各年代共に「仕事と家庭の両立を支援する制度の整備・普及」が必要と感じている割合が最も高くなっています。

仕事と生活の調和がとれていないことが分かります。

<その他欄の意見（抜粋、要約）>

同等の機会を与えてほしい

能力ある女性なら周りも認めると思う

仕事内容でも違う

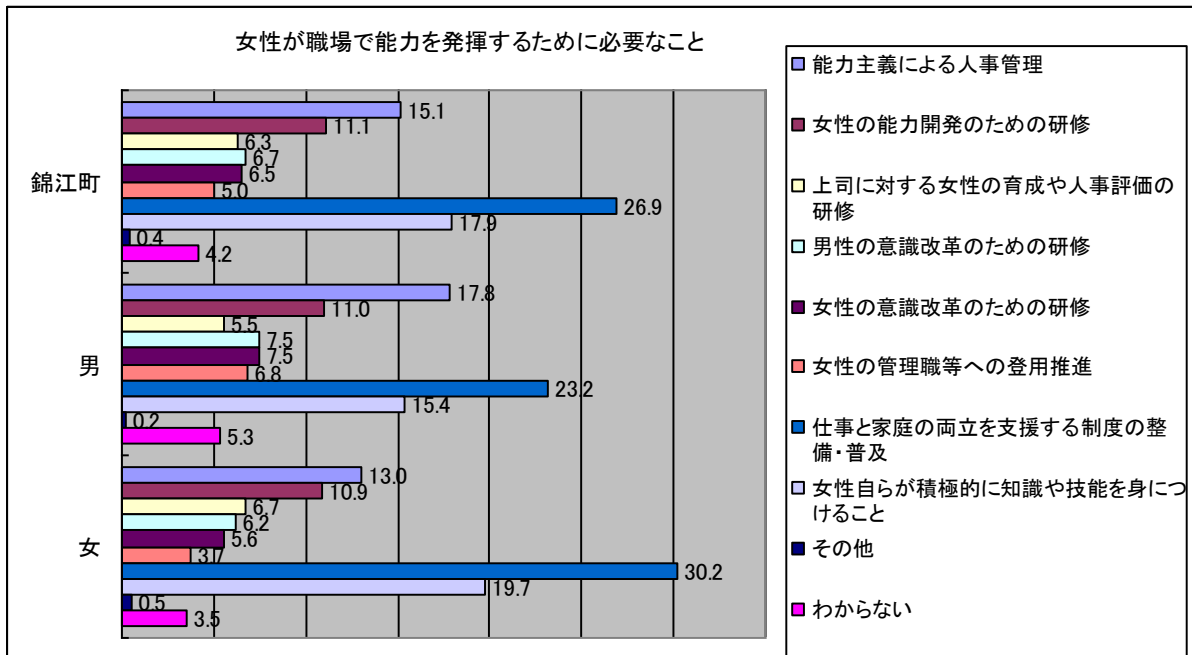
男女の意識改革の研修が必要

女性だからと言って甘くみない

(問10) 女性が職場で能力を発揮するために必要なこと (複数回答)

	能力主義による人事管理	女性の能力開発のための研修	上司に対する女性の育成や人事評価の研修	男性の意識改革のための研修	女性の意識改革のための研修	女性の管理職等への登用推進	仕事と家庭の両立を支援する制度の整備・普及	女性自らが積極的に知識や技能を身につけること	その他	わからない
錦江町	156 (15.1)	115 (11.1)	65 (6.3)	69 (6.7)	67 (6.5)	52 (5)	279 (26.9)	185 (17.9)	4 (0.4)	44 (4.2)
男	81 (17.8)	50 (11)	25 (5.5)	34 (7.5)	34 (7.5)	31 (6.8)	106 (23.2)	70 (15.4)	1 (0.2)	24 (5.3)
女	74 (13)	62 (10.9)	38 (6.7)	35 (6.2)	32 (5.6)	21 (3.7)	172 (30.2)	112 (19.7)	3 (0.5)	20 (3.5)
20歳代	11 (23.4)	3 (6.4)	3 (6.4)	2 (4.3)	2 (4.3)	1 (2.1)	13 (27.7)	7 (14.9)	0 (0)	5 (10.6)
30歳代	21 (15.1)	12 (8.6)	8 (5.8)	13 (9.4)	6 (4.3)	4 (2.9)	48 (34.5)	24 (17.3)	1 (0.7)	2 (1.4)
40歳代	29 (19.1)	12 (7.9)	9 (5.9)	12 (7.9)	14 (9.2)	8 (5.3)	36 (23.7)	23 (15.1)	1 (0.7)	8 (5.3)
50歳代	35 (14.5)	23 (9.5)	15 (6.2)	20 (8.3)	17 (7)	16 (6.6)	68 (28.1)	43 (17.8)	1 (0.4)	4 (1.7)
60歳代	35 (12.5)	42 (15.1)	18 (6.5)	15 (5.4)	15 (5.4)	15 (5.4)	66 (23.7)	58 (20.8)	1 (0.4)	14 (5)
70歳代	25 (14.8)	21 (12.4)	11 (6.5)	7 (4.1)	12 (7.1)	8 (4.7)	47 (27.8)	27 (16)	0 (0)	11 (6.5)

(単位:人(%))



1 1 仕事を持つ場合の負担（女性のみ回答）

女性の方の仕事を持つ場合の負担については、「家事のこと」という回答が全体の 25.4%と最も高く、以下「勤務時間・勤務日のこと」(23.8%)、「子どものこと」(19.2%)、「介護のこと」(13.3%)の順となっています。

年齢別でみると、「家事のこと」、「勤務時間・勤務日のこと」という選択肢が、全ての世代で高い回答率となっています。

また、20歳代から40歳代では「子どものこと」、50歳代から70歳代では「介護のこと」という回答が他の世代に比べて高くなっています。

男性の家事、育児、介護への参画が進んでいないことが分かります。

<その他欄の意見（抜粋、要約）>

負担はない

全て負担

みんな必死に生きている。負担と言ってもらえない

主人との共有時間がない

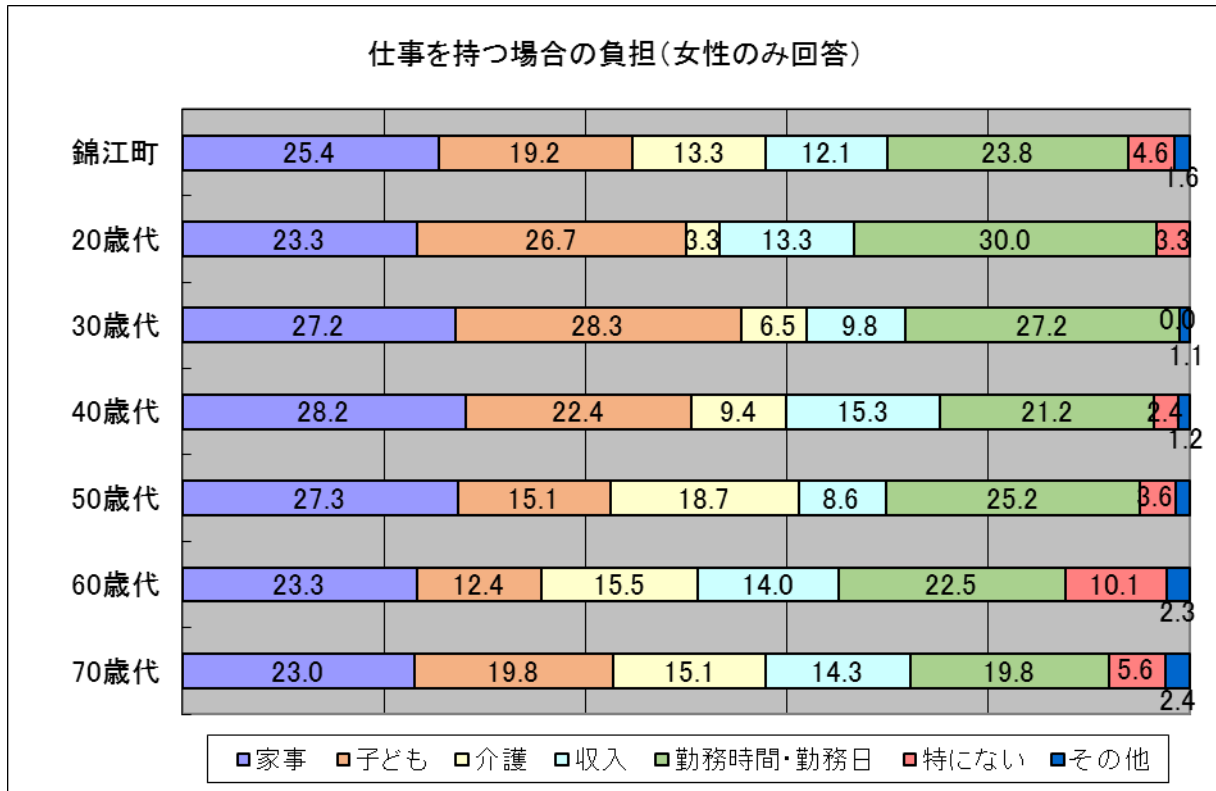
勤務時間外が多く子どもをみてあげられない

（問 1 1）仕事を持つ場合の負担（女性のみ回答）

	家事	子ども	介護	収入	勤務時間・勤務日	特にない	その他
錦江町	155(25.4)	117(19.2)	81(13.3)	74(12.1)	145(23.8)	28(4.6)	10(1.6)
20歳代	7(23.3)	8(26.7)	1(3.3)	4(13.3)	9(30)	1(3.3)	0(0)
30歳代	25(27.2)	26(28.3)	6(6.5)	9(9.8)	25(27.2)	0(0)	1(1.1)
40歳代	24(28.2)	19(22.4)	8(9.4)	13(15.3)	18(21.2)	2(2.4)	1(1.2)

50 歳代	38(27.3)	21(15.1)	26(18.7)	12(8.6)	35(25.2)	5(3.6)	2(1.4)
60 歳代	30(23.3)	16(12.4)	20(15.5)	18(14)	29(22.5)	13(10.1)	3(2.3)
70 歳代	29(23)	25(19.8)	19(15.1)	18(14.3)	25(19.8)	7(5.6)	3(2.4)

(単位:人(%))



1 2 仕事と家庭の優先度 (理想)

仕事と家庭生活のどちらを優先させるかについては、「家庭生活と仕事の両立」という回答が全体の43%と最も高く、次に「仕事にも関わるが家庭生活優先」(26.8%)が続き、以下「家庭生活にも関わるが仕事優先」(17.4%)、「仕事よりも家庭生活優先」(5.4%)の順となっています。

性別でみると、「家庭生活と仕事の両立」という回答に差はありませんが、「家庭生活にも関わるが仕事優先」という回答は男性24.4%に対し、女性11.7%と男性の方が12.7ポイント高くなっています。逆に「仕事にも関わるが家庭生活優先」という回答は男性16.7%に対し、女性33.8%と女性の方が17.1ポイント高くなっています。

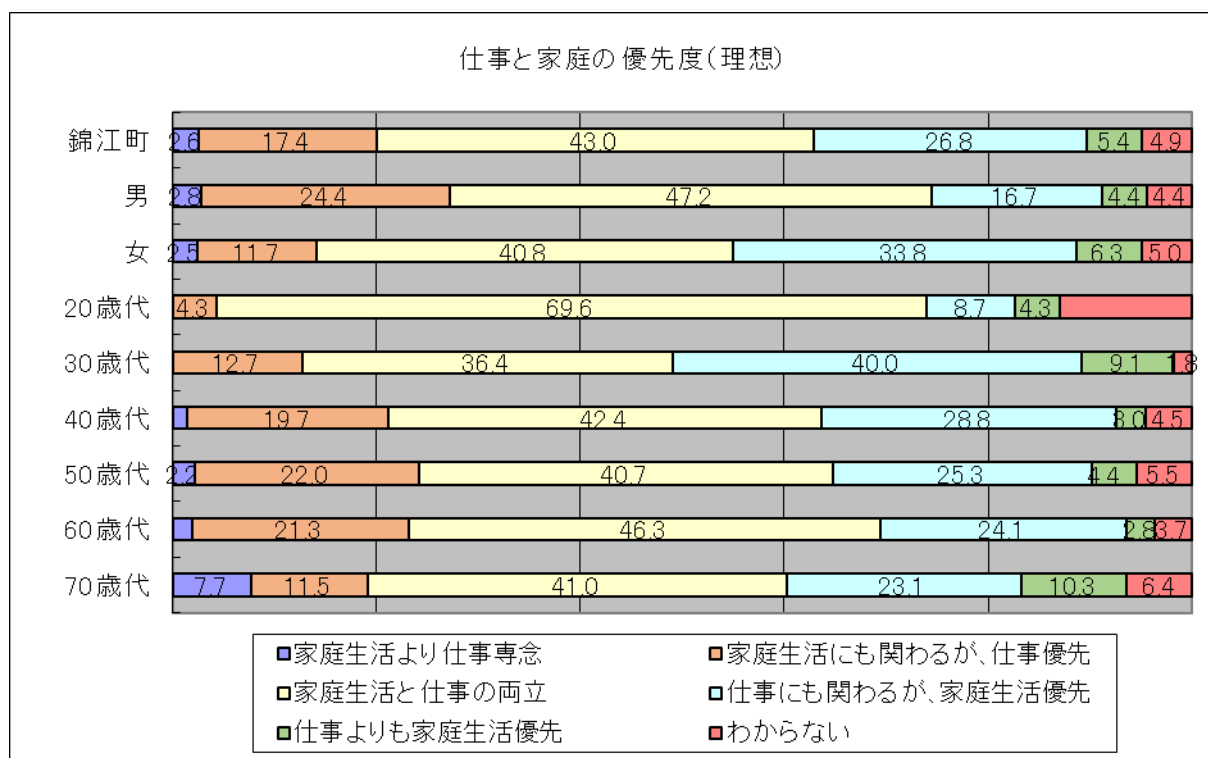
年齢別でみると、すべての世代で「仕事にも関わるが家庭生活優先」という回答が「家庭生活にも関わるが仕事優先」という回答を上回っています。

(問12) 仕事と家庭の優先度 (理想)

	家庭生活より仕事専念	家庭生活にも関わるが、仕事優先	家庭生活と仕事の両立	仕事にも関わるが、家庭生活優先	仕事よりも家庭生活優先	わからない
--	------------	-----------------	------------	-----------------	-------------	-------

錦江町	11 (2.6)	74 (17.4)	183 (43)	114 (26.8)	23 (5.4)	21 (4.9)
男	5 (2.8)	44 (24.4)	85 (47.2)	30 (16.7)	8 (4.4)	8 (4.4)
女	6 (2.5)	28 (11.7)	98 (40.8)	81 (33.8)	15 (6.3)	12 (5)
20 歳代	0 (0)	1 (4.3)	16 (69.6)	2 (8.7)	1 (4.3)	3 (13)
30 歳代	0 (0)	7 (12.7)	20 (36.4)	22 (40)	5 (9.1)	1 (1.8)
40 歳代	1 (1.5)	13 (19.7)	28 (42.4)	19 (28.8)	2 (3)	3 (4.5)
50 歳代	2 (2.2)	20 (22)	37 (40.7)	23 (25.3)	4 (4.4)	5 (5.5)
60 歳代	2 (1.9)	23 (21.3)	50 (46.3)	26 (24.1)	3 (2.8)	4 (3.7)
70 歳代	6 (7.7)	9 (11.5)	32 (41)	18 (23.1)	8 (10.3)	5 (6.4)

(単位：人 (%))



1.3 仕事と家庭の優先度 (現実)

仕事をしている方が実際には仕事と家庭生活のどちらを優先しているかについては、「家庭生活にも関わるが仕事優先」という回答が全体の 38.4%と最も多かった。以下「家庭生活と仕事の両立」(32%)、「仕事にも関わるが家庭生活優先」(16.7%)、「家庭生活より仕事専念」(6.5%)の順となっています。

性別でみると、「家庭生活にも関わるが仕事優先」という回答は男性の 49.6%に対し、女性は 27.3%と男性が高くなっています。

年齢別にみると、20 歳代から 60 歳代までの世代で「家庭生活にも関わるが仕事優先」という回答が高くなっています。

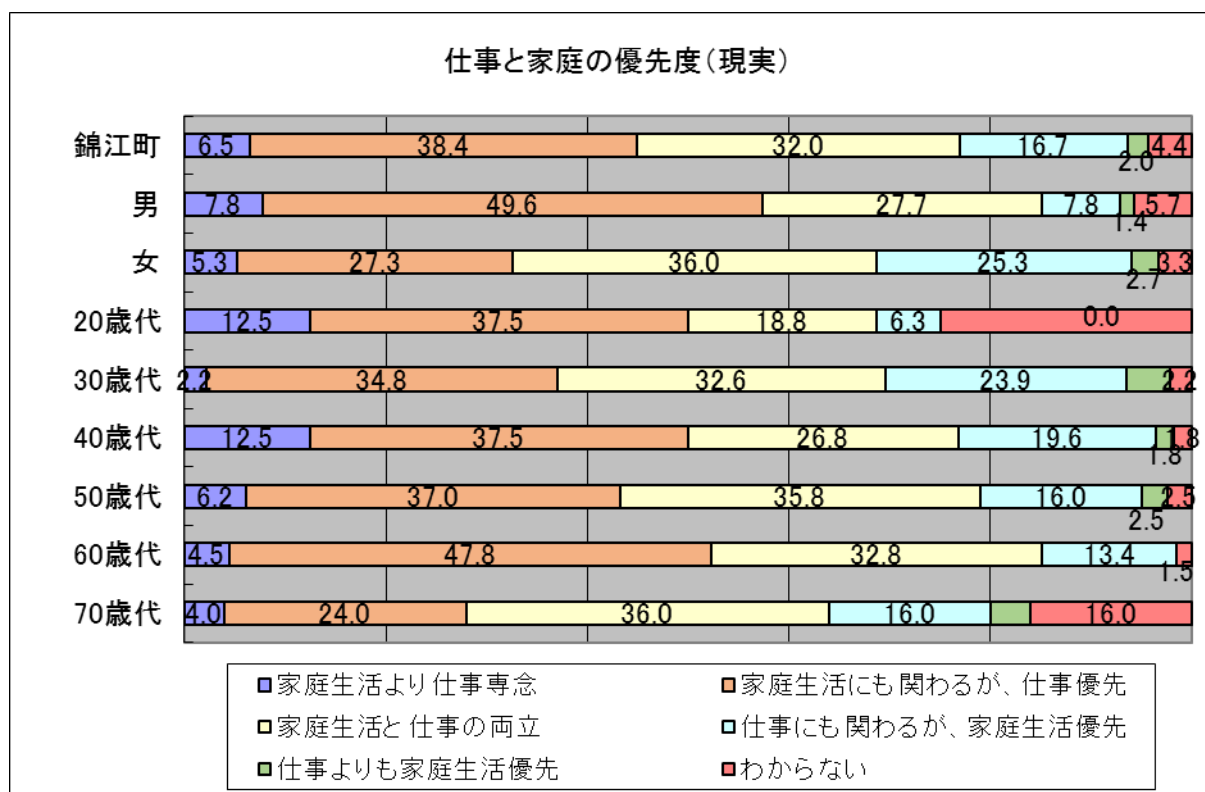
前記の理想と比較してみると、特に男性において仕事と生活の調和がとれておらず、男性の長

時間労働の実態が確認できます。

(問13) 仕事と家庭の優先度(現実)

	家庭生活より仕事専念	家庭生活にも関わるが、仕事優先	家庭生活と仕事の両立	仕事にも関わるが、家庭生活優先	仕事よりも家庭生活優先	わからない
錦江町	19(6.5)	113(38.4)	94(32)	49(16.7)	6(2)	13(4.4)
男	11(7.8)	70(49.6)	39(27.7)	11(7.8)	2(1.4)	8(5.7)
女	8(5.3)	41(27.3)	54(36)	38(25.3)	4(2.7)	5(3.3)
20歳代	2(12.5)	6(37.5)	3(18.8)	1(6.3)	0(0)	4(25)
30歳代	1(2.2)	16(34.8)	15(32.6)	11(23.9)	2(4.3)	1(2.2)
40歳代	7(12.5)	21(37.5)	15(26.8)	11(19.6)	1(1.8)	1(1.8)
50歳代	5(6.2)	30(37)	29(35.8)	13(16)	2(2.5)	2(2.5)
60歳代	3(4.5)	32(47.8)	22(32.8)	9(13.4)	0(0)	1(1.5)
70歳代	1(4)	6(24)	9(36)	4(16)	1(4)	4(16)

(単位：人(%))



14 男の子は男らしく、女の子は女らしくという育て方について

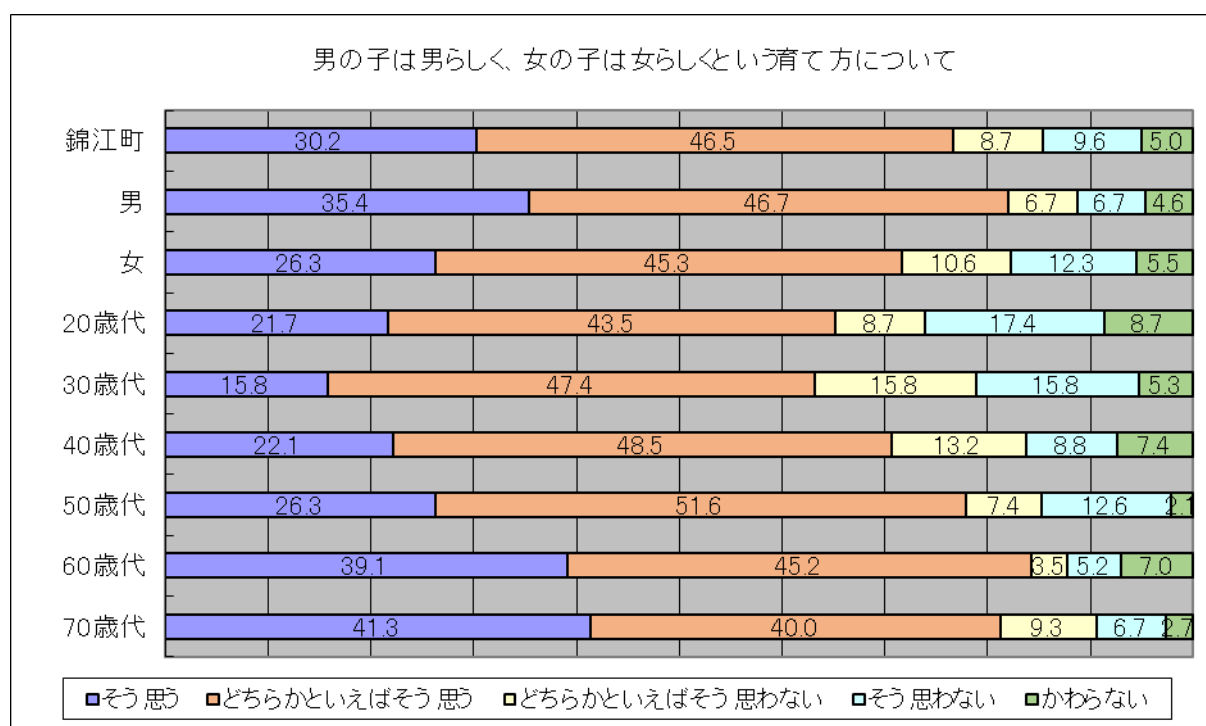
「男の子は男らしく、女の子は女らしく」という育て方については、「賛成意見」の回答が全体の76.7%となっており、「反対意見」を大きく上回っています。

男女間、全ての世代で「賛成意見」が「反対意見」を大きく上回っています。

(問14)「男の子は男らしく、女の子は女らしく」という育て方について

	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえ ばそう思わな い	そう思わない	かわらない
錦江町	132(30.2)	203(46.5)	38(8.7)	42(9.6)	22(5)
男	69(35.4)	91(46.7)	13(6.7)	13(6.7)	9(4.6)
女	62(26.3)	107(45.3)	25(10.6)	29(12.3)	13(5.5)
20歳代	5(21.7)	10(43.5)	2(8.7)	4(17.4)	2(8.7)
30歳代	9(15.8)	27(47.4)	9(15.8)	9(15.8)	3(5.3)
40歳代	15(22.1)	33(48.5)	9(13.2)	6(8.8)	5(7.4)
50歳代	25(26.3)	49(51.6)	7(7.4)	12(12.6)	2(2.1)
60歳代	45(39.1)	52(45.2)	4(3.5)	6(5.2)	8(7)
70歳代	31(41.3)	30(40)	7(9.3)	5(6.7)	2(2.7)

(単位:人(%))



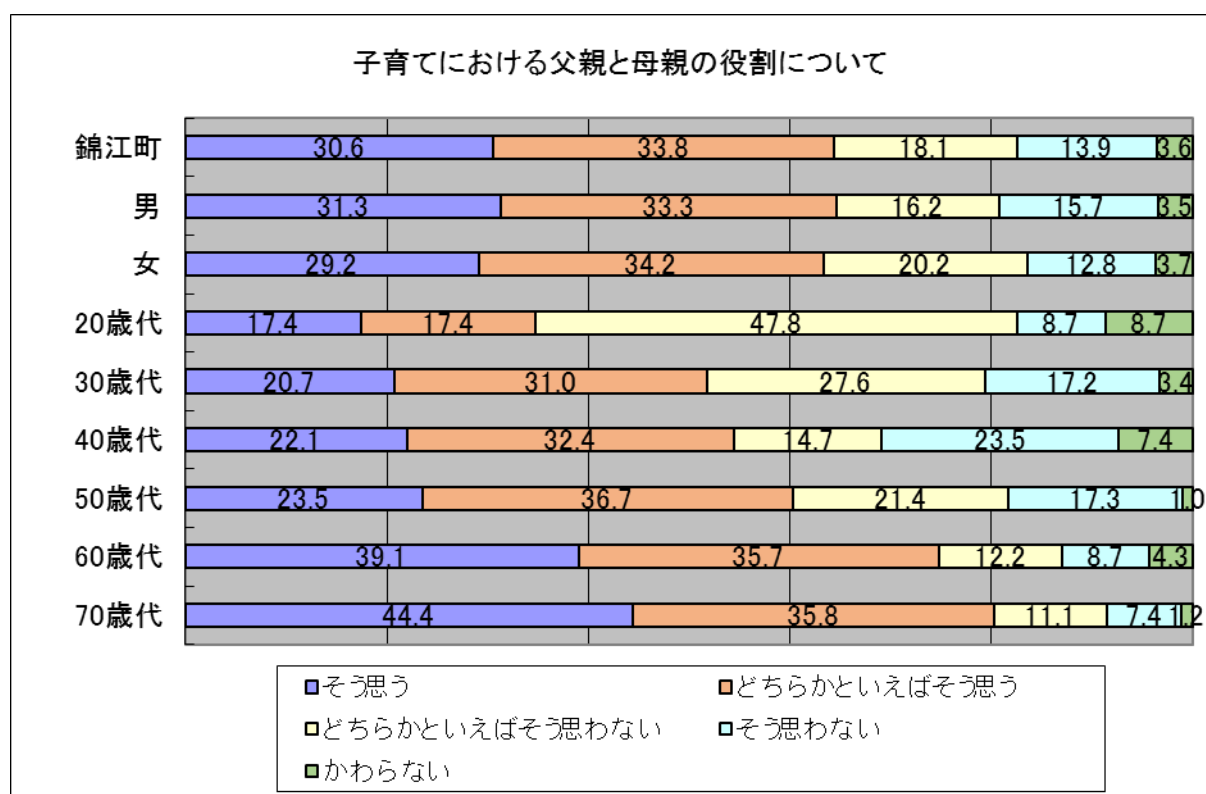
15 子育てにおける父親と母親の役割について

子育てにおいて父親と母親の役割は同じであるかについては、「賛成意見」の回答が全体の64.4%となっており、「反対意見」の32%を上回っています。また年齢層が高くなるにつれてその割合も高くなっています。しかしながら20歳代においては「反対意見」の回答が56.5%と高くなっています。

(問15) 子育てにおいて父親と母親の役割は同じであるべきか

	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	かわらない
錦江町	137 (30.6)	151 (33.8)	81 (18.1)	62 (13.9)	16 (3.6)
男	62 (31.3)	66 (33.3)	32 (16.2)	31 (15.7)	7 (3.5)
女	71 (29.2)	83 (34.2)	49 (20.2)	31 (12.8)	9 (3.7)
20歳代	4 (17.4)	4 (17.4)	11 (47.8)	2 (8.7)	2 (8.7)
30歳代	12 (20.7)	18 (31)	16 (27.6)	10 (17.2)	2 (3.4)
40歳代	15 (22.1)	22 (32.4)	10 (14.7)	16 (23.5)	5 (7.4)
50歳代	23 (23.5)	36 (36.7)	21 (21.4)	17 (17.3)	1 (1)
60歳代	45 (39.1)	41 (35.7)	14 (12.2)	10 (8.7)	5 (4.3)
70歳代	36 (44.4)	29 (35.8)	9 (11.1)	6 (7.4)	1 (1.2)

(単位：人(%))



16 女性が進出していない分野へ進出するための必要な手法

女性があまり進出していない分野に女性が進出するための措置として、どの年代も高いのは「企業が女性の採用・登用・教育訓練などの目標設定・計画策定」で 19.5%、次いで「国や自治体が女性の採用・登用・教育訓練などの目標設定・計画策定」(19%)、「防災、地域おこし・まちづくり・観光、環境分野への女性参画の拡大」(15.4%)、「国や自治体の審議会・委員会などへの積極

的な任命」(9.9%)の順となっています。

<その他欄の意見(抜粋、要約)>

採用も登用も能力次第でよい

専門職の免許をとることが重要

女性の意識改革が必要

男女の比率など関係ない能力で採用すべき

女性にしか出来ない仕事に目を向けた方がいい

家事、育児に男性が参加すべき

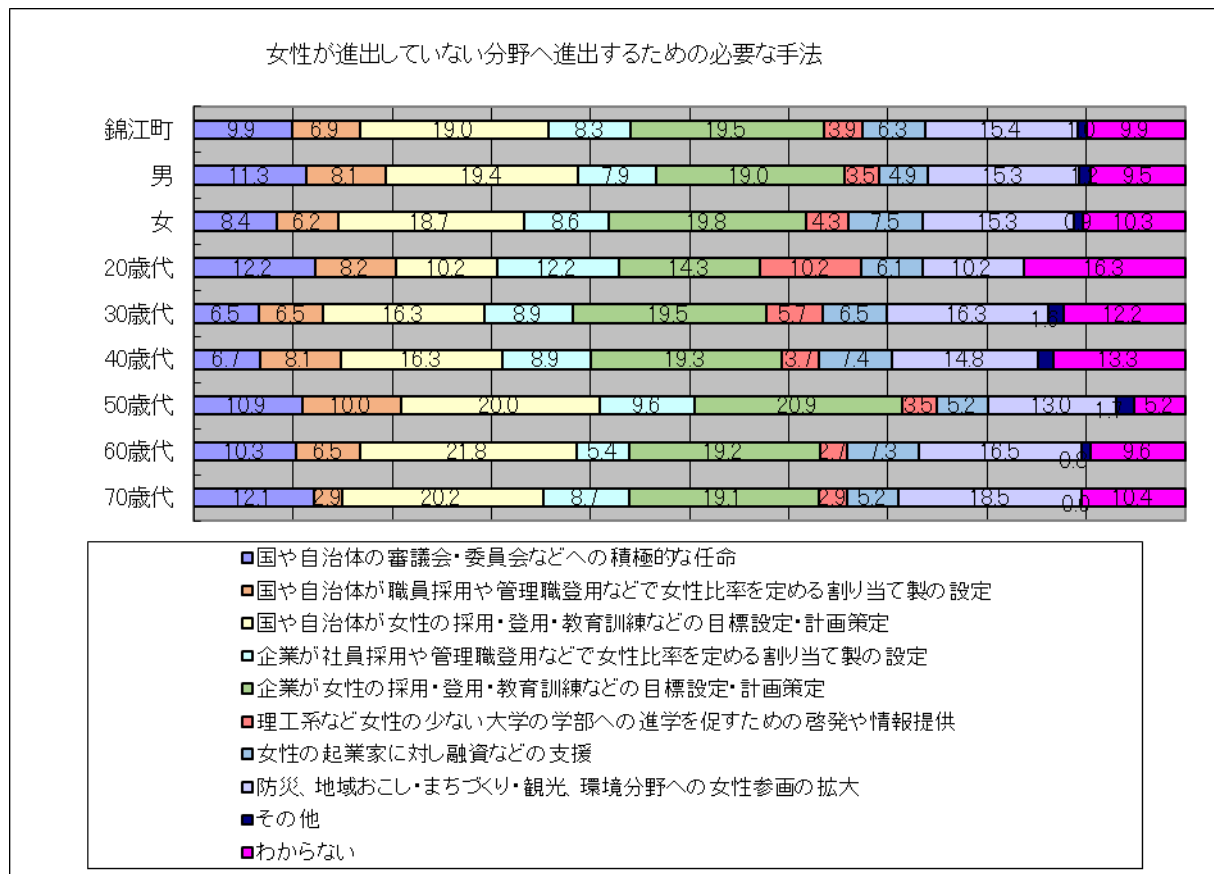
能力のない男性を辞めさせ、女性を採用すべき

(問16) 女性が進出していない分野へ進出するための必要な手法

	国や自治体の審議会・委員会などへの積極的な任命	国や自治体が職員採用や管理職登用などで女性比率を定める割当制の設定	国や自治体が女性の採用・登用・教育訓練などの目標設定・計画策定	企業が社員採用や管理職登用などで女性比率を定める割当制の設定	企業が女性の採用・登用・教育訓練などの目標設定・計画策定	理工系など女性の少ない大学の学部への進学を促すための啓発や情報提供	女性の起業家に対し融資などの支援	防災、地域おこし・まちづくり・観光、環境分野への女性参画の拡大	その他	わからない
錦江町	97 (9.9)	68 (6.9)	186 (19)	81 (8.3)	191 (19.5)	38 (3.9)	62 (6.3)	151 (15.4)	10 (1)	97 (9.9)
男	49 (11.3)	35 (8.1)	84 (19.4)	34 (7.9)	82 (19)	15 (3.5)	21 (4.9)	66 (15.3)	5 (1.2)	41 (9.5)
女	45 (8.4)	33 (6.2)	100 (18.7)	46 (8.6)	106 (19.8)	23 (4.3)	40 (7.5)	82 (15.3)	5 (0.9)	55 (10.3)
20歳代	6 (12.2)	4 (8.2)	5 (10.2)	6 (12.2)	7 (14.3)	5 (10.2)	3 (6.1)	5 (10.2)	0 (0)	8 (16.3)
30歳代	8 (6.5)	8 (6.5)	20 (16.3)	11 (8.9)	24 (19.5)	7 (5.7)	8 (6.5)	20 (16.3)	2 (1.6)	15 (12.2)
40歳代	9 (6.7)	11 (8.1)	22 (16.3)	12 (8.9)	26 (19.3)	5 (3.7)	10 (7.4)	20 (14.8)	2 (1.5)	18 (13.3)
50歳代	25 (10.9)	23 (10)	46 (20)	22 (9.6)	48 (20.9)	8 (3.5)	12 (5.2)	30 (13.0)	4 (1.7)	12 (5.2)
60歳代	27	17	57	14	50	7	19	43	2	25

	(10.3)	(6.5)	(21.8)	(5.4)	(19.2)	(2.7)	(7.3)	(16.5)	(0.8)	(9.6)
70歳代	21 (12.1)	5 (2.9)	35 (20.2)	15 (8.7)	33 (19.1)	5 (2.9)	9 (5.2)	32 (18.5)	0 (0)	18 (10.4)

(単位:人(%))



17 男女があらゆる場面に積極的に参加するために必要なこと（複数回答）

男女がともにあらゆる場面に（仕事、家事、育児、介護、地域活動など）に積極的に参加していくためには、「育児・介護サービスの充実」という回答が19.2%と最も高く、以下「男の子・女の子に関わらず家事などができるようなしつけや育て方」（12.1%）、「男女の役割について社会通念・慣習・しきたりを改める」（11.7%）の順となっています。

<その他欄の意見（抜粋、要約）>

男性にも子育てに関われる時間を。祝日の仕事や残業の軽減など、子育て世代には配慮がほしい

上の世代が慣習やしきたりと言った考えを改善すべき

女性の社会進出や男性の生活面での自立と言った考え方は、少子化に拍車をかける

学生のうちから、子育てに関すること、どのような仕事につき、結婚相手を決めるか等も教育すべき

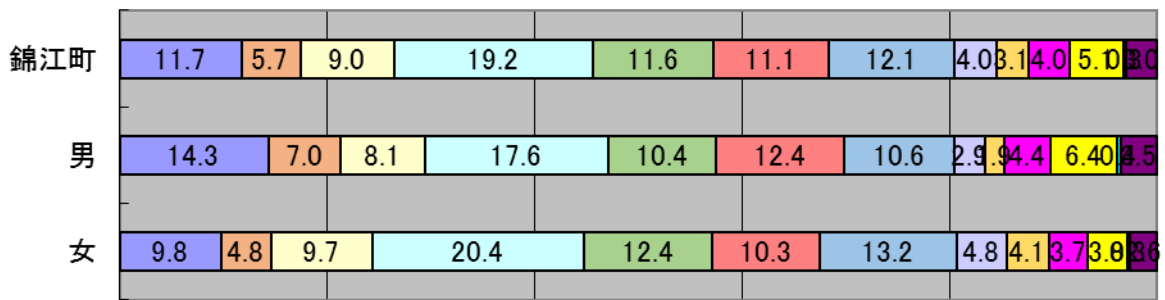
収入が満足していることが重要

(問17) 男女があらゆる場面に積極的に参加するために必要なこと(複数回答)

	男女 の役 割に ついて 社会 通念・ 慣習・ しきた りを改 める	職場 中心 という 社会 全体 の仕 組み を改 める	仕事と 家庭 の両 立問 題に ついて 相談 窓口 の設 置	育児・ 介護 サービ スの 充実	労働 時間 短縮 や休 暇制 度の 普及	夫婦・ 家族 間のコ ミュニ ケーシ ョンを よく図 る	男の 子・女 に関 わらず 家事 などが できる ような しつけ や育 て方	女性 が経 済的 に自 立し 社会 的責 任を はた せる ような 能力 を身 につ ける	男性 が生 活面 にお いて 自立 できる 能力 を身 につ ける	職場 や仕 事中 心の 生き 方・考 え方 を改 める	様々 な活 動に 夫婦 が一 緒に 参加 する	その 他	わか らない
錦江町	139 (11.7)	68 (5.7)	107 (9)	228 (19.2)	138 (11.6)	132 (11.1)	144 (12.1)	47 (4)	37 (3.1)	47 (4)	60 (5.1)	4 (0.3)	35 (3)
男	74 (14.3)	36 (7)	42 (8.1)	91 (17.6)	54 (10.4)	64 (12.4)	55 (10.6)	15 (2.9)	10 (1.9)	23 (4.4)	33 (6.4)	2 (0.4)	18 (3.5)
女	64 (9.8)	31 (4.8)	63 (9.7)	133 (20.4)	81 (12.4)	67 (10.3)	86 (13.2)	31 (4.8)	27 (4.1)	24 (3.7)	25 (3.8)	2 (0.3)	17 (2.6)
20歳代	7 (12.3)	5 (8.8)	5 (8.8)	14 (24.6)	8 (14)	3 (5.3)	8 (14)	1 (1.8)	0 (0)	1 (1.8)	1 (1.8)	1 (1.8)	3 (5.3)
30歳代	16 (10.6)	8 (5.3)	16 (10.6)	33 (21.9)	27 (17.9)	16 (10.6)	15 (9.9)	2 (1.3)	2 (1.3)	6 (4)	6 (4)	1 (0.7)	3 (2)
40歳代	25 (14.9)	11 (6.5)	9 (5.4)	29 (17.3)	13 (7.7)	21 (12.5)	19 (11.3)	10 (6)	6 (3.6)	9 (5.4)	5 (3)	1 (0.6)	10 (6)
50歳代	32 (11.9)	21 (7.8)	28 (10.4)	54 (20.1)	30 (11.2)	22 (8.2)	32 (11.9)	10 (3.7)	9 (3.3)	15 (5.6)	13 (4.8)	0 (0)	3 (1.1)
60歳代	36 (11.5)	14 (4.5)	24 (7.7)	55 (17.6)	28 (9)	45 (14.4)	35 (11.2)	15 (4.8)	17 (5.4)	10 (3.2)	20 (6.4)	1 (0.3)	12 (3.8)
70歳代	21 (9.7)	9 (4.1)	23 (10.6)	39 (18)	30 (13.8)	24 (11.1)	35 (16.1)	9 (4.1)	3 (1.4)	6 (2.8)	14 (6.5)	0 (0)	4 (1.8)

(単位:人(%))

男女があらゆる場面に積極的に参加するために必要なこと



- 男女の役割について社会通念・慣習・しきたりを改める
- 職場中心という社会全体の仕組みを改める
- 仕事と家庭の両立問題について相談窓口の設置
- 育児・介護サービスの充実
- 労働時間短縮や休暇制度の普及
- 夫婦・家族間のコミュニケーションをよく図る
- 男の子・女の子に関わらず家事などができるようしつけや育て方
- 女性が経済的に自立し社会的責任をはたせるような能力を身につける
- 男性が生活面において自立できる能力を身につける
- 職場や仕事中心の生き方・考え方を改める
- 様々な活動に夫婦が一緒に参加する
- その他
- わからない

18 セクハラ・パワハラについて（複数回答）

セクシュアルハラスメント（性的いやがらせ）・パワーハラスメント（職権を濫用したいやがらせ）を受けたり、身近で見聞きしたことがあるかについては、「テレビ・新聞で問題になっていることを知っている」という回答が46.2%と最も高くなっています。

また、「いやがらせを受けたことがある」という回答は7.8%となり、女性の割合が多くなっています。

<その他欄の意見（抜粋、要約）>

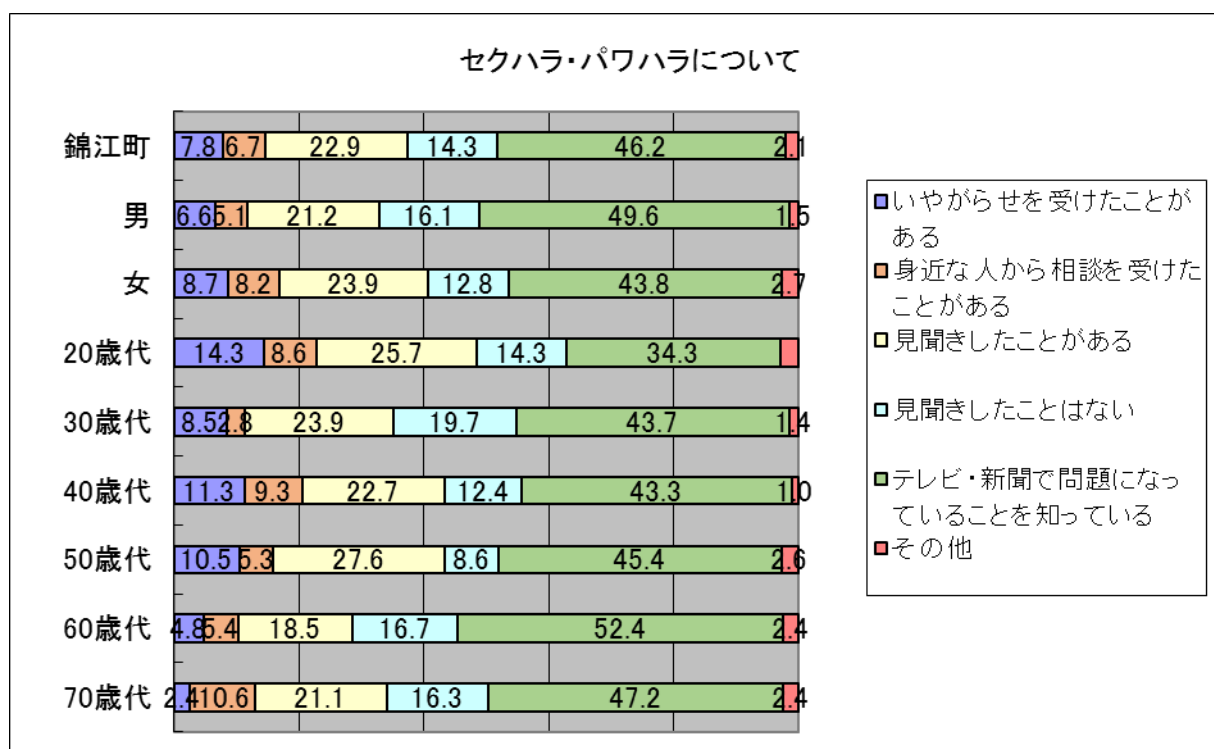
本人が嫌がる事、不快になることを仕事に持ち込むのは絶対許せない
 こういう問題は受け止め方の違いにすぎない
 数年前、降格人事があった。パワハラの比ではない
 その日の気分でやつあたりされたことがある

（問18）セクシュアルハラスメント（性的いやがらせ）・パワーハラスメント（職権を濫用したいやがらせ）を受けたり、身近で見聞きしたことがありますか。（複数回答）

	いやがらせを受けたことがある	身近な人から相談を受けたことがある	見聞きしたことがある	見聞きしたことはない	テレビ・新聞で問題になっていることを知っている	その他

錦江町	51(7.8)	44(6.7)	149(22.9)	93(14.3)	301(46.2)	14(2.1)
男	18(6.6)	14(5.1)	58(21.2)	44(16.1)	136(49.6)	4(1.5)
女	32(8.7)	30(8.2)	88(23.9)	47(12.8)	161(43.8)	10(2.7)
20歳代	5(14.3)	3(8.6)	9(25.7)	5(14.3)	12(34.3)	1(2.9)
30歳代	6(8.5)	2(2.8)	17(23.9)	14(19.7)	31(43.7)	1(1.4)
40歳代	11(11.3)	9(9.3)	22(22.7)	12(12.4)	42(43.3)	1(1)
50歳代	16(10.5)	8(5.3)	42(27.6)	13(8.6)	69(45.4)	4(2.6)
60歳代	8(4.8)	9(5.4)	31(18.5)	28(16.7)	88(52.4)	4(2.4)
70歳代	3(2.4)	13(10.6)	26(21.1)	20(16.3)	58(47.2)	3(2.4)

(単位:人(%))



19 DVについて（複数回答）

ドメスティック・バイオレンスを経験したり、身近で見聞きしたことがあるかについては、「テレビ・新聞で問題になっていることを知っている」という回答が50.2%と最も高くなっています。

また「暴力を受けたことがある」という回答は3.2%となり、95%が女性となっています。

女性に対する暴力の実態があることが確認されます。

<その他欄の意見（抜粋、要約）>

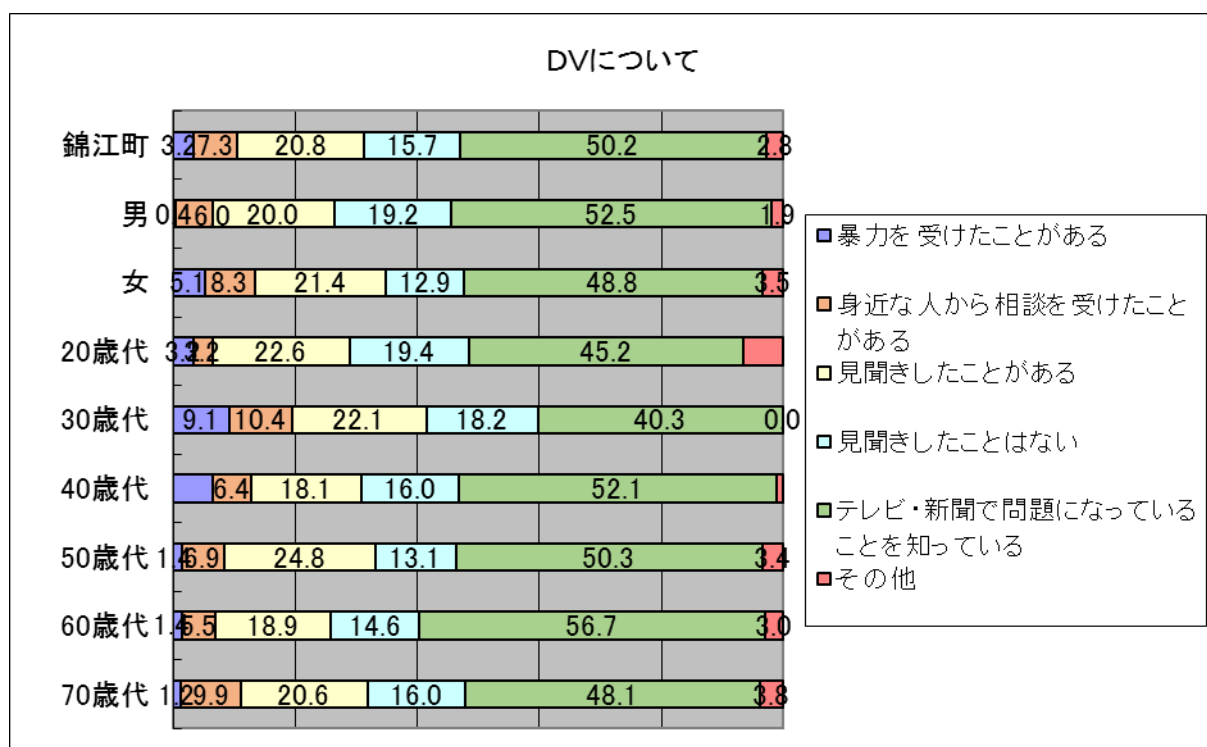
父親から

暴力は絶対許せない

(問19) ドメスティック・バイオレンス(夫婦、恋人同士などの親しい間で、身体的・心理的な暴力を受けること)を経験したり、身近で見聞きしたことがありますか。(複数回答)

	暴力を受けたことがある	身近な人から相談を受けたことがある	見聞きしたことがある	見聞きしたことはない	テレビ・新聞で問題になっていることを知っている	その他
錦江町	21(3.2)	47(7.3)	135(20.8)	102(15.7)	325(50.2)	18(2.8)
男	1(0.4)	16(6)	53(20)	51(19.2)	139(52.5)	5(1.9)
女	19(5.1)	31(8.3)	80(21.4)	48(12.9)	182(48.8)	13(3.5)
20歳代	1(3.2)	1(3.2)	7(22.6)	6(19.4)	14(45.2)	2(6.5)
30歳代	7(9.1)	8(10.4)	17(22.1)	14(18.2)	31(40.3)	0(0)
40歳代	6(6.4)	6(6.4)	17(18.1)	15(16)	49(52.1)	1(1.1)
50歳代	2(1.4)	10(6.9)	36(24.8)	19(13.1)	73(50.3)	5(3.4)
60歳代	2(1.4)	9(5.5)	31(18.9)	24(14.6)	93(56.7)	5(3)
70歳代	2(1.2)	13(9.9)	27(20.6)	21(16)	63(48.1)	5(3.8)

(単位:人(%))



20 暴力についての相談について(複数回答)

問19で「暴力を受けたことがある」と回答した方が誰かに打ち明けたり、相談したことがあるかについては、「友人・知人に相談」という回答が24.6%、以下「家族に相談」(21.3%)、その他「16.4%」の回答が高くなっています。

逆に、公的な機関、民間の機関、医師・カウンセラーに相談したという回答は、低くなってい

ます。

<その他欄の意見（抜粋、要約）>

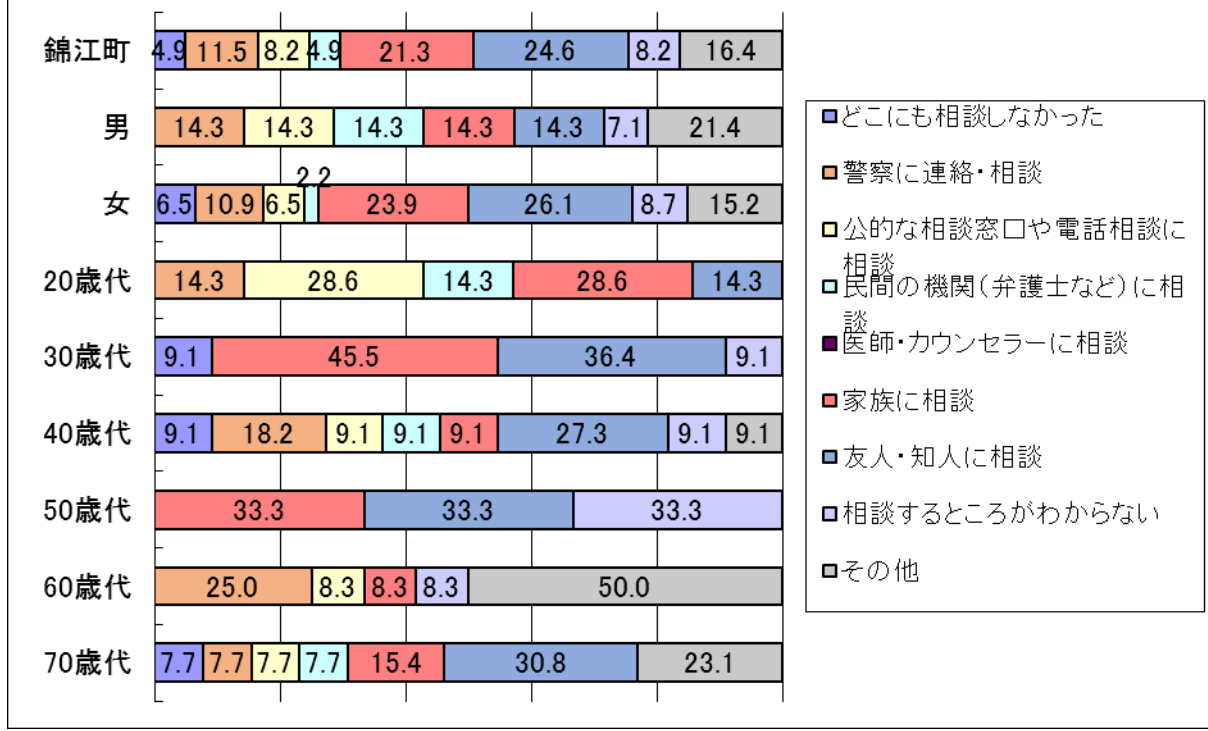
本人にやめて欲しいと言っても、その時はやめるがまた同じことを繰り返す

（問20）「問19」で暴力を受けたと答えた方で、これまでに暴力について誰かに打ち明
けたり、相談したことがありますか。（複数回答）

	どこにも 相談しな かった	警察に 連絡・相 談した	公的な 相談窓 口や電 話相談 に相談	民間の 機関（弁 護士な ど）に相 談	医師・カ ウンセラ ーに相 談	家族に相 談	友人・知 人に相談	相談す るところ がわか らない	その他
錦江町	3(4.9)	7(11.5)	5(8.2)	3(4.9)	0(0)	13(21.3)	15(24.6)	5(8.2)	10(16.4)
男	0(0)	2(14.3)	2(14.3)	2(14.3)	0(0)	2(14.3)	2(14.3)	1(7.1)	3(21.4)
女	3(6.5)	5(10.9)	3(6.5)	1(2.2)	0(0)	11(23.9)	12(26.1)	4(8.7)	7(15.2)
20歳代	0(0)	1(14.3)	2(28.6)	1(14.3)	0(0)	2(28.6)	1(14.3)	0(0)	0(0)
30歳代	1(9.1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	5(45.5)	4(36.4)	1(9.1)	0(0)
40歳代	1(9.1)	2(18.2)	1(9.1)	1(9.1)	0(0)	1(9.1)	3(27.3)	1(9.1)	1(9.1)
50歳代	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(33.3)	2(33.3)	2(33.3)	0(0)
60歳代	0(0)	3(25)	1(8.3)	0(0)	0(0)	1(8.3)	0(0)	1(8.3)	6(50)
70歳代	1(7.7)	1(7.7)	1(7.7)	1(7.7)	0(0)	2(15.4)	4(30.8)	0(0)	3(23.1)

（単位：人（％））

暴力についての相談について



2.1 相談しない理由（複数回答）

問20で「どこ（誰）にも相談しなかった」と回答した方に、相談しなかった理由を聞いたところ、「自分が我慢すれば何とかこのままやっていける」、「相談しても無駄」という回答が25%と最も高くなっており、以下「相談することのほどでもない」（12.5%）、「他人を巻き込みたくなかった」（12.5%）、「仕返しや、もっとひどい暴力を受けたりすると思った」（12.5%）、「その他」（12.5%）という回答になっています。

<その他欄の意見（抜粋、要約）>

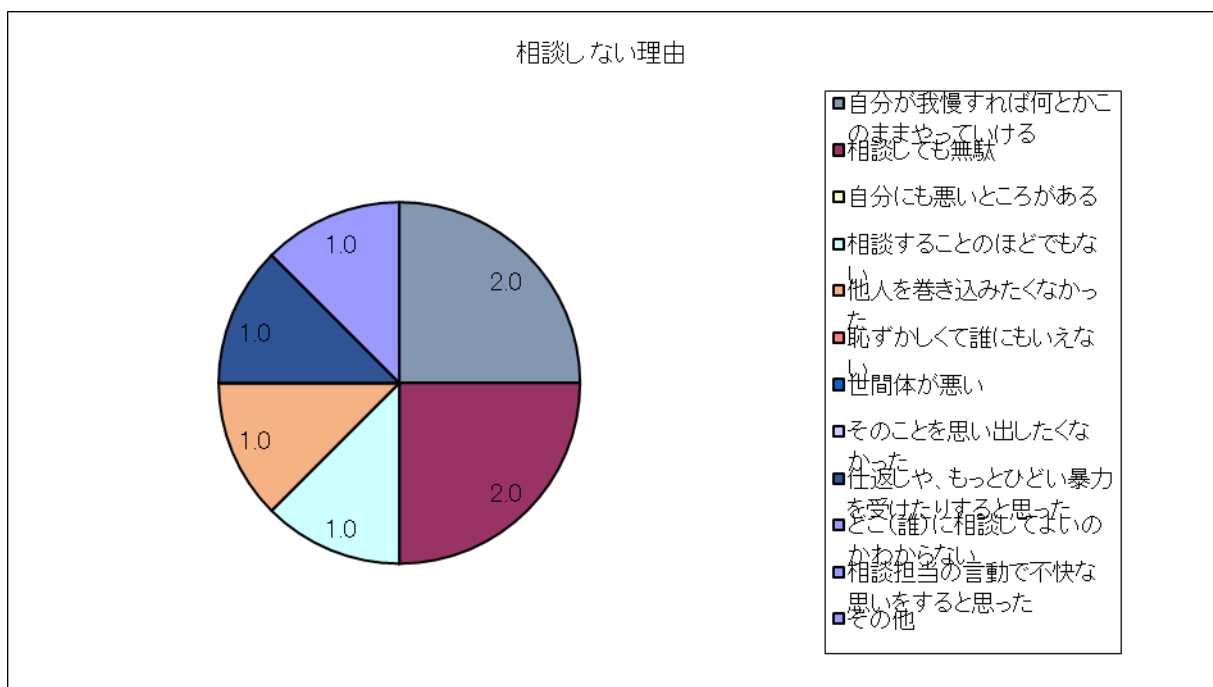
子どものため

男が女に手をあげないように、子どもの頃からの教育が必要
配偶者の外面が良いから私の言うことなど誰も信用しない

(問2 1) 誰にも相談しなかった方に聞きました。相談しなかったのはなぜですか。(複数回答)

	自分が我慢すれば何とかこのままやっ ていける	相談し ても無 駄	自分 にも悪 いところ がある	相 談 するこ とのほ どでも ない	他人を 巻き込 みたく なかつ た	恥 ず かしく て誰に もいえ ない	世間 体が 悪い	そのこ とを思 い出し たくな かった	仕返し や、も っとひ どい暴 力を受 けたり する と思っ た	どこ (誰) に相 談して よいの かわ からな い	相談 担当 の言 動で 不快 な思 い をす る と思 った	その 他
錦江町	2 (25)	2 (25)	0 (0)	1 (12.5)	1 (12.5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (12.5)	0 (0)	0 (0)	1 (12.5)
女	2 (25)	2 (25)	0 (0)	1 (12.5)	1 (12.5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (12.5)	0 (0)	0 (0)	1 (12.5)
30 歳代	1 (50)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (50)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
40 歳代	1 (33)	1 (33)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (33)
70 歳代	0 (0)	1 (33)	0 (0)	1 (33)	1 (33)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

(単位：人(%))



2.2 男女共同参画用語について

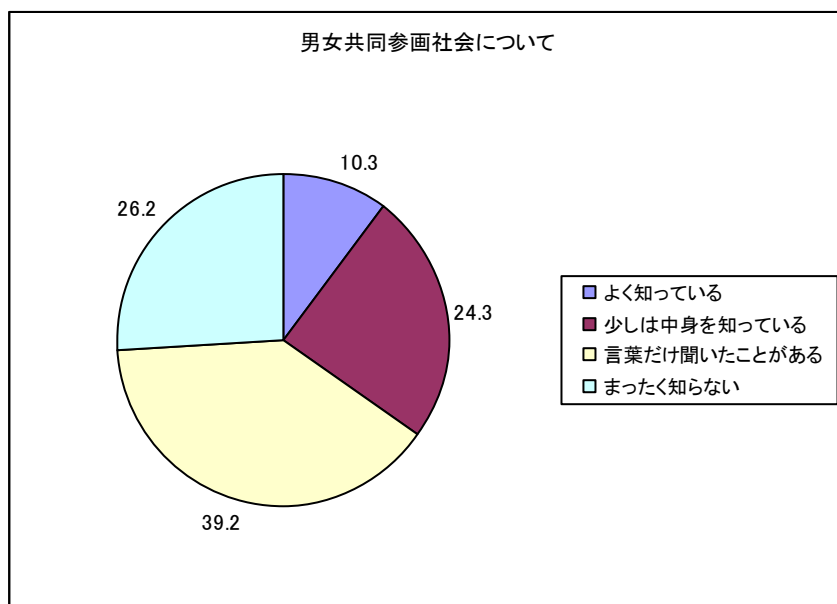
男女共同参画用語については、「よく知っている」、「少しは中身を知っている」を合わせた回答が、「男女共同参画社会」で34.6%、「男女共同参画社会基本法」で18.7%、「男女雇用機会均等法」42.1%、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」43.3%となっており、低い浸透度となっています。

（問2.2）男女共同参画用語について

① 男女共同参画社会について

		よく知っている	少しは中身を知っている	言葉だけ聞いたことがある	まったく知らない
男女共同参画社会	錦江町	43(10.3)	101(24.3)	163(39.2)	109(26.2)
	男	25(13.2)	52(27.5)	62(32.8)	50(26.5)
	女	17(7.7)	47(21.2)	100(45)	58(26.1)
	20歳代	1(4.5)	6(27.3)	10(45.5)	5(22.7)
	30歳代	1(1.8)	9(16.1)	22(39.3)	24(42.9)
	40歳代	5(7.5)	16(23.9)	28(41.8)	18(26.9)
	50歳代	10(10.4)	23(24)	43(44.8)	20(20.8)
	60歳代	17(15.7)	26(24.1)	34(31.5)	31(28.7)
	70歳代	8(12.7)	20(31.7)	25(39.7)	10(15.9)

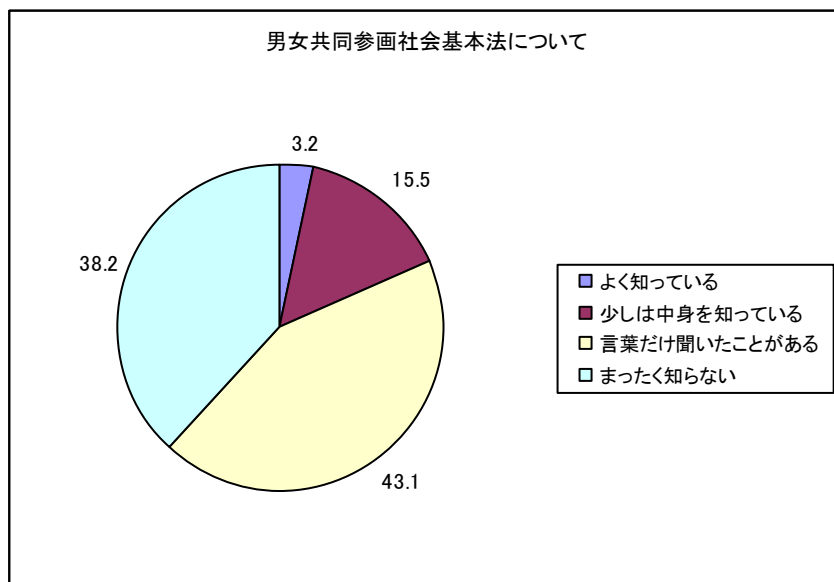
（単位：人（%））



② 男女共同参画社会基本法について

		よく知っている	少しは中身を知っている	言葉だけ聞いたことがある	まったく知らない
男女共同参画社会基本法	錦江町	13(3.2)	63(15.5)	175(43.1)	155(38.2)
	男	11(5.9)	30(16.1)	74(39.8)	71(38.2)
	女	1(0.5)	33(15.3)	100(46.3)	82(38)
	20歳代	1(4.5)	2(9.1)	13(59.1)	6(27.3)
	30歳代	1(1.8)	4(7.3)	18(32.7)	32(58.2)
	40歳代	2(3.1)	8(12.3)	33(50.8)	22(33.8)
	50歳代	2(2.1)	15(15.8)	44(46.3)	34(35.8)
	60歳代	3(2.9)	20(19)	38(36.2)	44(41.9)
	70歳代	3(4.9)	14(23)	29(47.5)	15(24.6)

(単位:人(%))

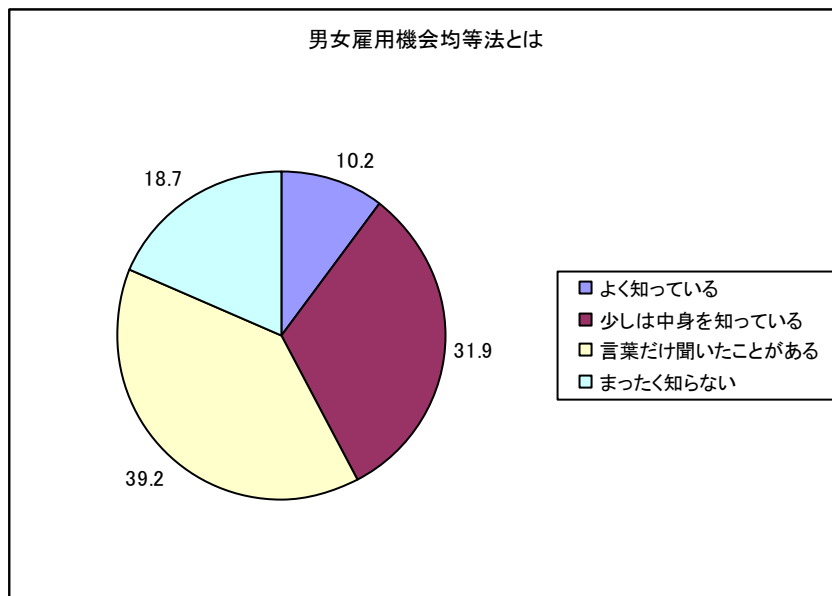


③ 男女雇用機会均等法について

		よく知っている	少しは中身を知っている	言葉だけ聞いたことがある	まったく知らない
男女雇用機会均等法	錦江町	42(10.2)	131(31.9)	161(39.2)	77(18.7)
	男	26(13.7)	64(33.7)	67(35.3)	33(17.4)
	女	15(6.9)	67(30.9)	93(42.9)	42(19.4)
	20歳代	3(13.6)	6(27.3)	9(40.9)	4(18.2)
	30歳代	3(5.3)	23(40.4)	17(29.8)	14(24.6)
	40歳代	5(7.5)	26(38.8)	26(38.8)	10(14.9)
	50歳代	9(9.5)	29(30.5)	42(44.2)	15(15.8)

	60 歳代	15(14.4)	27(26)	40(38.5)	22(21.2)
	70 歳代	5(7.9)	20(31.7)	27(42.9)	11(17.5)

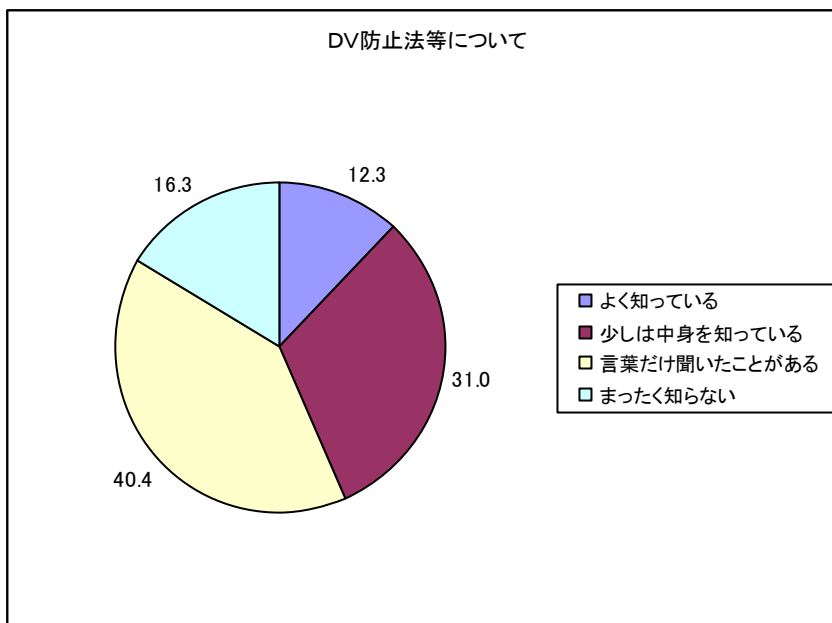
(単位:人(%))



④ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）について

		よく知っている	少しは中身を知っている	言葉だけ聞いたことがある	まったく知らない
護に関する法律（DV防止法）	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）				
	錦江町	51(12.3)	129(31)	168(40.4)	68(16.3)
	男	24(12.6)	52(27.4)	80(42.1)	34(17.9)
	女	27(12.2)	76(34.2)	87(39.2)	32(14.4)
	20 歳代	2(8.7)	6(26.1)	9(39.1)	6(26.1)
	30 歳代	7(12.5)	18(32.1)	25(44.6)	6(10.7)
	40 歳代	9(13.4)	19(28.4)	31(46.3)	8(11.9)
	50 歳代	13(13.4)	34(35.1)	41(42.3)	9(9.3)
	60 歳代	16(15)	29(27.1)	41(38.3)	21(19.6)
70 歳代	4(6.3)	22(34.9)	21(33.3)	16(25.4)	

(単位:人(%))



2 3 男女共同参画社会実現に向けての取組みについて（複数回答）

「男女共同参画社会」を実現するための施策については、「介護サービスの充実」という回答が 15.1%と最も高く、以下「保育サービスや学童保育などの子育て支援の充実」（14.6%）、「女性の就労支援の充実」（11.1%）、「学校などにおける男女平等教育の推進」（10.6%）の順となっています。

性別でみると、男性の回答は「保育サービスや学童保育などの子育て支援の充実」（14.6%）、「介護サービスの充実」（12.9%）、「地域コミュニティ活動における男女共同参画の推進」（11.9%）の順、女性の回答は「介護サービスの充実」（17.1%）、「保育サービスや学童保育などの子育て支援の充実」（15.3%）、「女性の就労支援の充実」（12.9%）の順となっています。

また、年齢別にみると、20 歳代から 40 歳代までの世代で「保育サービスや学童保育などの子育て支援の充実」という回答が高く、50 歳代から 70 歳代以上の世代で「介護サービスの充実」という回答が高くなっています。

<その他欄の意見（抜粋、要約）>

表面的な研修ではなく本質的な研修を

男女共同参画という言葉聞いたことがなかった

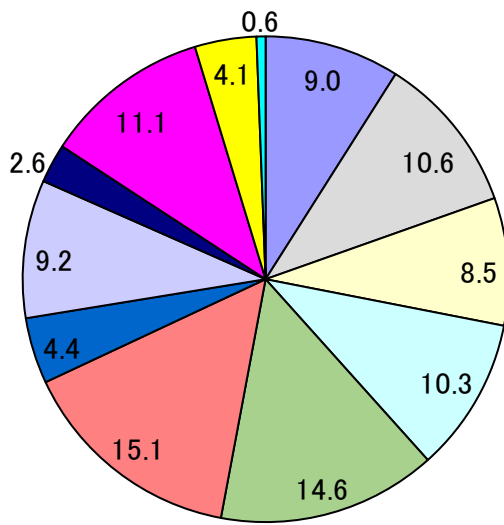
年をとって錦江町の為に少しでも手助けが出来ればと思うが、具体的に何をどうすれば良いか分かりません

(問23) 男女共同参画社会実現に向けての取組みについておたずねします。(複数回答)

	広報誌 や講演 会など 男女の 平等と 相互理 解につ いて啓 発	学校な どにお ける男 女平等 教育の 推進	社会教 育・生 涯学習 の場 での学 習の充 実	職場に おける 男女均 等な取 り扱い につい て周知 徹底	保育サ ービス や学童 保育な どの子 育て支 援の充 実	介護サ ービス の充実	検診体 制や相 談など 健康に 関する 事業の 充実	地域コ ミュニ ティ活 動にお ける男 女共同 参画の 推進	審議会 等の委 員への 女性の 登用	女性の 就労支 援の充 実	男女共 同参画 条例の 整備	その他
錦江町	99 (9)	116 (10.6)	93 (8.5)	113 (10.3)	160 (14.6)	166 (15.1)	48 (4.4)	101 (9.2)	28 (2.6)	122 (11.1)	45 (4.1)	7 (0.6)
男	51 (10.6)	54 (11.3)	42 (8.8)	46 (9.6)	68 (14.2)	62 (12.9)	17 (3.5)	57 (11.9)	13 (2.7)	43 (9)	25 (5.2)	2 (0.4)
女	45 (7.5)	60 (10)	49 (8.1)	66 (10.9)	92 (15.3)	103 (17.1)	30 (5)	41 (6.8)	15 (2.5)	78 (12.9)	19 (3.2)	5 (0.8)
20歳代	3 (5.4)	5 (8.9)	3 (5.4)	9 (16.1)	10 (17.9)	8 (14.3)	3 (5.4)	2 (3.6)	2 (3.6)	8 (14.3)	3 (5.4)	0 (0)
30歳代	6 (4.4)	14 (10.4)	10 (7.4)	8 (5.9)	35 (25.9)	14 (10.4)	6 (4.4)	8 (5.9)	2 (1.5)	27 (20)	5 (3.7)	0 (0)
40歳代	13 (7.8)	19 (11.4)	15 (9)	26 (15.6)	29 (17.4)	17 (10.2)	7 (4.2)	10 (6)	4 (2.4)	19 (11.4)	7 (4.2)	1 (0.6)
50歳代	24 (10.1)	34 (14.3)	16 (6.7)	32 (13.4)	26 (10.9)	40 (16.8)	6 (2.5)	19 (8)	4 (1.7)	25 (10.5)	11 (4.6)	1 (0.4)
60歳代	25 (8.5)	26 (8.8)	27 (9.2)	25 (8.5)	38 (12.9)	46 (15.6)	15 (5.1)	36 (12.2)	9 (3.1)	31 (10.5)	13 (4.4)	4 (1.4)
70歳代	27 (13.8)	17 (8.7)	21 (10.8)	11 (5.6)	22 (11.3)	40 (20.5)	10 (5.1)	24 (12.3)	7 (3.6)	10 (5.1)	5 (2.6)	1 (0.5)

(単位：人(%))

実現に向けての取り組み



- 広報誌や講演会などによる啓発
- 学校などにおける男女平等教育の推進
- 社会教育・生涯学習の場での学習の充実
- 職場における男女均等な取扱いについての周知徹底
- 保育・学童保育などの子育て支援
- 介護サービスの充実
- 検診体制や相談など健康に関する事業充実
- 地域コミュニティ活動における男女共同参画の推進
- 審議会等の委員への女性登用
- 女性就労支援の充実
- 男女共同参画条例の整備
- その他

男女共同参画社会を実現していくまちづくりについてのご意見・ご要望

<p>男女共同参画社会と言われて久しいが未だ男性優先の社会です。企業も女子の登用ははるかかなた、家庭も嫁という環境がいなめない。家庭の嫁という立場が一番最悪の環境のように思えます。</p>
<p>男性に向いている仕事、女性に向いている仕事、それぞれの役割を認識し、無理に平等を進めなくていい。企業も女性社員が妊娠、出産、育児のために休むとなれば、業務に差しさわる事もあるので、本格的に雇うのにためられる心情も理解はできません。行政から企業に女性の採用を強いるのはあまり賛成できません。</p>
<p>女性の社会進出を勧めるのであれば、学童、病児保育などそれなりの子育て施策を進めるべき。子どもがインフルエンザ、みずぼうそうなどにかかっても、一般企業では休みが取れない。</p>
<p>鹿児島はまだ男尊女卑の概念が根付いており、この風習を払拭させることが必要。女性は出産、子育てをすることが大切だが、企業においては出産後の再就職が厳しいところがある。</p>
<p>夫婦間の会話はもちろんだが、町で家族で参加するイベントなどを企画してほしい。スポーツ、祭り等家族間や自治会等間の交流を増やしてほしい。</p>
<p>現在、職場で常に「あなたは主婦だから」「女性だから」と評価を下げられ、すごく働きづらい状況です。言葉では「子育て中心で働きやすいようにする」といいながら、休みづらかったり、給料を減らされたりすごく居づらいので、もっと女性の働きやすい環境を整えてほしい。</p>
<p>女性の社会進出も良いが、それ以上に家庭での充実した生活を見つめてほしい。</p>
<p>男性や高齢者への様々な機会を通じて、講演やDVDを活用した学習の場を提供すべき。また各種委員並びに団体代表に積極的に女性を登用すべき。</p>
<p>人を尊重する丁寧な生き方を心がけたい。</p>
<p>何かが違うので「男」、「女」という性別がある。それぞれがその人らしく生きられる社会になればとは思う。</p>
<p>職場では男女が等しく仕事を与えるべきですが、男性に適した仕事、女性に適した仕事があるので、一方的に男女平等を進めるのはどうでしょうか。ただ、能力のある人は、男女に関係なく管理職になるべき。</p>
<p>最近では、女性優位のものが増えているように思われますが、それでも男性優位のきまりや習慣といったものが根付いているように感じます。やはり一度考えを改める必要がある。</p>

本町も高齢化が進み、県内でもベスト3に入る。高年齢ほど「昔気質」「昔堅気」が多く、なかなか男女平等が浸透しない。女性の就労支援も非常に大切ですが、まず介護サービス、検診体制の充実と相談体制と健康に関する情報提供を図ることが必要と思われる。

女性は、家事育児仕事を全部こなさなければならない。息をつく間もないくらい必死に生きている。男性はそのことをきちんと理解しなければいけない。まだ男性は、仕事をしているから良いと言う感覚の中にいる。役場で働く男性も仕事に向き合っただけでいいで、ちゃんと妻、子どもと向き合っほしい。「ありがとう」とか「お疲れ様」の言葉かけで楽になる時もある。

人は心も体もそれぞれで、これが正しいと言えることはないと思う。ただ女性で仕事が生きがいの方、社会とつながっていたいと思われる方々もいるので、その方々のために働く環境を整備することが大切ではないでしょうか。環境が変われば少子化にも歯止めがかかる様な気がします。

私は生活に余裕があれば家庭に専念したいタイプですが、主人1人の収入では生活ができない為、しかたなく仕事をしています。鹿屋では、病気をしている子どもを看ることが出来ない時、預かってくれる病院や施設があると聞きますが、そういったところがあってもいいのではないのでしょうか。

女性も仕事と家庭が両立出来るように、低家賃の借家、住宅（家族4人程度の広さ）を増やしてほしい。また地元で働けるような環境を作っほしい。

男女共同参画の実現はすばらしい事です。アンケートで理想的な回答が出来ない項目がありました。すべてが平等、同等の上に成り立つ事が理想に思えますが、個々の考え、思想、年令、性別等は異なっていますし、女性は出産、乳幼児期の養育等の大切さももっと理解してほしい。各々自分に合った分野で、最大限参画することが必要だと思われる。様々な面から支援してほしい。

男だからと高所作業や荷重労働を女性から強いられている。また男女平等だからと言ってお茶くみから何からさせられる。男女共同参画が表面的にとらわれているように思える。

平等な世の中とは言え、女性ばかりが集まる職場、PTA等では女性特有のひがみ、ねたみ、嫉妬で悪い影響があります。生まれ持った性格、生きてきた環境にもよりますが、それについて疲れることが多い気がします。ですので男女平等とはいえ、男性が女性に対して気弱な場面も増えてきているので、締めるところは締め、それをカバーしあい理解しあうことができたらもっと良いのと思うこの頃です。

男女平等と言っても、女性は子供がいれば病気をした時など仕事を休まないといけなし、介護をしている人は、時間をみて仕事をしなければならないから、そう言った融通の利く職場と言うのはなかなかないので、時間、曜日など選べるような会社が増えれば助かる人も多いんじゃないでしょうか。実際、そう言うことは「仕事」として難しいことは充分わかっていますが、役場がそういう場所を支援したり、限られた時間しか働けない人が働けるような環境があれば助かる人も出てくるのではないのでしょうか。

<p>共同参画、平等という言葉がよく耳に入りますが、少し履き違えて発言されているのを見受けられます。それぞれ男性にしかできない事、女性がした方がよいことなど多いのではないかと思います。おかげ様でと感謝しあい支えあってほしいと思います。</p>
<p>男女平等を考える以前の問題は人権問題です。男女の役割は共同参画の中で共通理解を図っていけば良いと思います。差を付けてあげる事が平等の場合も多々あります。</p>
<p>日本の歴史からするとだいぶ変わってきたと思う。若者の間では変化している。アンケートを参考に実現に向けて努力して頂きたい。</p>
<p>男女共同参画は、地域性、社会通念、職種によっても左右されますが、根底は経営者等の意識改革と環境づくりが必要である。また社員の意識改革の研修や女性にしかできない職種など官庁が推進する事が望ましいと思います。</p>
<p>人としてお互いを思いやり大切に過ごさることが必要。</p>
<p>育児休暇を取れるのは公務員や女性中心の職場に限られています。普通の会社では取得できませんので、女性の能力を向上させる研修や育児に対する支援に補助金を出すのがいいと思います。例えば理系や工業系の女性が増えてもいいと思うし、夫にも育児休暇の補助金、PTAの休暇などあっても良いと思います。夫婦が分担してできることが良いことですが、自営業者等は、育休などは会社の負担になるので望めないという現実もあることを分かってほしい。</p>
<p>性別の特性を互いに補完する型の共同参画でないと閉塞した社会になるだけである。</p>
<p>農家手伝い等で女性と男性との差がある。力仕事は男性の方が上だが女性の方が男性より仕事が早い作業がある。</p>
<p>昭和生まれの男性には平等という言葉は通じないと思います。</p>
<p>男女で性別差、体力差はあるので全て平等というのはなかなか難しい事だと思いますが、女性が積極的に社会へ出ていける環境がまだまだ充分とは言えないのでその辺りの環境を整えていくことが大事でしょうか。</p>
<p>今回このような企画をされた事は良い試みだと思います。錦江町の共同参画社会・意識改革実現をめざし関係者の皆様の協力を願います。</p>
<p>あいさつとか、何か大事な事などは男性の役割になっている気がします。</p>
<p>良いことは推進すべきであるが行き過ぎはよくないと思う。区別することと差別することは違います。</p>
<p>女性も仕事をしたいと思っていますが、出産後は母乳を飲ませなくてはならないので長い時間の仕事は難しいです。アルバイトやパートなどの仕事をもっと錦江町にあると良いと思います。また介護者も何かパートなどの仕事があれば良いと思います。</p> <p>町道の草払いの時、男の人が出ないといけないと言われ、嫌な思いをしたことがあります。</p>
<p>なぜ男女共同参画が必要なのかという事を広く知ってもらうことが必要だと思います。興味が</p>

<p>湧くような内容で説明してもらいたい。</p>
<p>男女平等とは言うものの、女性には出来ない事が多すぎる気がします。社会では男性の働きが上回っていると思います。</p>
<p>結婚しても職場によっては退職しパートにならないといけないと言う問題もありますし、産休があっても実際は期限より早く復帰しないといけないという問題もあります。現実には女性に優しくありません。</p>
<p>問23の1～11を積極的に取り組み充実したら素晴らしい錦江町の男女共同参画社会が出来るのではないかと思います。期待しております。頑張ってください。</p>
<p>アンケートの内容が良く分かりません。サラリーマンだけのアンケートに思えます。</p>
<p>女性が仕事に専念できるように、子育てと親の介護を軽減できるような施策をお願いします。</p>
<p>町内で、子育て中でも働ける身近な職場がないかという気持ちが大きいです。しかしながら、どこにどのような求人があるのかよくわかりません。町内で案内してもらえれば助かります。また資格を取得出来るような研修を受けさせてもらえれば助かります。勉強を頑張りたい気持ちはあります。</p>
<p>平等と自由を今の世の中は勘違いしている。全てを平等とする考えは、個人の自由を侵している。能力のある女性は進出すればいいし、無能な者もいれば能力のある者もいるし、それは男だから、女だからではなく、本人の力、価値観を尊重すべきである。</p>
<p>少子高齢化社会を進んでいくにあたって、女性も男性と同じ役や係の分担をすることが必要である。</p>
<p>男女平等の機会を作ってほしい。色々な問題意識を共有して考えてほしい。</p>
<p>大変良い事だと思います。私は年齢的にも昔の考えが身につけていますが、これからは男女共同参画社会が出来ていけば良いと思います。</p>
<p>職員、管理職、役員、議会等の女性採用が数割り当て、比率で決めるなどもってのほかだと思う。ただ能力で採用すれば良いと思う。また女性らしさというのは、母性であって人類に必要なものであると思っているので、子育て、家事、地域、介護等女性らしい心遣いの必要な仕事だと思う。男性らしさを発揮できる筋力を使う事や体力を必要とする仕事では、男性の力が大切だと思う。またセクハラ、パワハラ、DVは家庭の暮らし方から身につけてしまう悲しいことだと思う事例がたくさんあることから教育の大切さを痛感する。教育する立場の人が職場内でセクハラ、パワハラをすることはもってのほかであり、難しい事ですが、大人の教育が先かもしれない。</p>
<p>地域やPTAなどの飲み会は女性が準備、後始末をし男性は何もしない事が多い。錦江町は男女共同参画社会は非常に遅れている。男尊女卑の考えが未だにあると感じる。何らかの対策を町であげてすることが大切だと思う。</p>
<p>高齢化社会を迎え、私たちの自治会でも若者が少なく自治会の色々な行事や仕事が困難になってきている。今までどちらかといえば男中心の運営であったような気がする。本年度から自治会役員も女性の方が何名か選出され承認を得ている。今後はこれを始め色々な集落の役員や仕事に</p>

<p>参画してもらう事が多くなっていく気がします。</p>
<p>今現在求職活動しているがパートですら採用されない厳しい状況である。パートは女性の仕事のような固定観念があるのか。女性に実力、能力があれば管理職に登用すればいいが比率を上げるために女性だけに教育訓練を受けさせるのは不公平にも思える。国会議員でも女性議員の占める割合が少ないから増やそうとしているが、あくまで有権者が選ぶのであってただ増やせばいいとは思わない。先進国で日本だけが女性の社会進出が遅れていると言われるが欧米と足並みをそろえないといけない事なのではないでしょうか。</p>
<p>共同参画社会で安定な収入の得られる職場がこの町に生まれるといいですね。第一次産業の地域において大半は地域外に職場を求め働き人が流出しているのではないのでしょうか。起業提案、カルチャー、今度はこんな企画はどうか？と意見を出したくなるような窓口もほしいですね。</p>
<p>子育てをしながら働く中で、子供の急な病気やケガで休まないといけなくなったとき、やはり気まずい思いをします。働きづらくなり辞める知人も多々います。どうしたらいいのかなと答えも出ませんが悩みます。</p>
<p>私は数多くの海外出張をしました。そこで日本人の私はひとり有色人種として様々な人種差別を経験しました。その経験から日本で女性が差別を感じているとしたら問題です。フィンランドでは男社会のはずの鉱山機械の会社で女性が大勢働いておりました。ダンプや重機の運転もやっていました。それは労働人口が少ないから分かりませんが、しかし生まれた時から、子供の頃から意識すらしていない様に見えます。先進国日本の未来は男女が一緒に汗を流して働く社会が良いですね。</p>
<p>発言の機会を与えて頂き感謝します。数百年の男性労働社会において、まず改善が必要とされるのは、現在働いている全男性の意識改革だと考えます。女性と平等の社会を創り上げる事は、現職を女性に与えても可能とする考えがあればこそと思います。考え方さえ改革できれば男性が家庭を女性が社会の一線で活躍する事も可能だと思います。現在の社会のしくみに女性を働かせようとするのではなく男性も女性もまず収入を得られるしくみ、子育て、介護のしくみを徹する事が最良と考えます。ありがとうございました。</p>
<p>男女平等を他人に押し付けているように思う。人それぞれ向き不向きがあるのでは。</p>
<p>自営業で畜産経営をしている。このような調査を一農家にアンケートすること自体間違っていると思う。</p>
<p>子供を産むのは女性しかできないし、女性の特性である。男性は力も強いし考え方も若干女性と違う、この違いをきちんと生かした上でのそれぞれの社会参画の仕方があると思います。何でもかんでも男女平等でくくらずできることをそれぞれ協力しながら生活できればと思います。</p>
<p>意識改革や習慣など時間がかかるが、自治会や各地区などでビデオを観て実態を研修するなど、長期的な考え方でひとつずつ問題解決を図る。また男性の老人介護などは、いじめ、虐待などの問題がある。</p>

男尊女卑が強く、苦勞されている女性が多いと感じる。意識改革をしていかなければ今の子どもたちが大人になった時に、男性優位という状態が当たり前のままになり、後世も変わらないであろうと予測できる。子どもたちに男女平等教育を推進したとしても、身近な家族や親族が平等を実行していなければ難しいと思う。少しでも早く、男女平等への意識改革を進めていただくことを望みます。

男女共同参画社会という言葉を知りませんでした。

地域的、家庭的でないと言われ、後指をさされる傾向にある。女性同士のねたみも買う。実際に母親同士のボスの存在に嫌がらせや悪質な虚偽を言いふらされた。家庭でも自営業をしているので責任ある仕事をしたいが、応援をもらえない環境にある。夜に仕事をすると怒鳴りちらかされ、私の事を世間ではあざ笑っているとか、コミュニティに行けば私の悪口で盛り上がるなどを言われて、家庭からも応援がもらえない状況である。今は戦う準備も心構えもできている。悪口を言いたければ言えばよい。本当に結婚とは女性べつ視の奴隷化以外の何ものでもなく、誰も助けてくれない。子どものために我慢するしかないのか。彼は言った事はすべて言っていないと言いはり、すべて私の性格に問題があるというが、暴言をはかれ続けて良いはずがない。心療内科に通い始めて、初めて打ち明けられ、これが心理的DVである事も知った。

第 4 章

計画の内容

1 基本理念

2 基本目標 I～V

1 基本理念

男女共同参画社会は、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつともに責任を担うべき社会です。

そうした社会は、総合振興計画に掲げる将来像「あふれる自然、こころゆたかな町」であり、すべての人が互いの人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

2 基本目標 I～V

基本目標 I 男女共同参画を進める意識づくり

男女の人権の尊重は、男女共同参画社会を形成するための基本となるものです。

一人ひとりが性別に関わらず個人の人権が確立され、男女が個性と能力を十分に発揮し、ともに責任を担っていく社会を実現するためには、固定的な役割分担意識や偏見を見直し、すべての人が社会に参画しやすい環境を整備することが必要です。

① 広報・啓発活動の推進

あらゆる機会と媒体を活用した効果的な広報・啓発活動を進めます。

	施策の方向	具体的な取組み
1	広報・啓発活動を通じた理解促進	広報紙やホームページの利用によるわかりやすい広報・啓発活動の推進
2	多様な機会を活用した啓発活動の充実強化	「男女共同参画週間」「人権週間」「男女雇用機会均等月間」での啓発活動
3	各種団体との連携による啓発推進	国・県・企業などとの連携・協働による啓発
4	女性の参画状況の把握	女性の参画状況についての調査及び把握
5	男女共同参画に関する情報提供	男女共同参画に関する図書、ビデオ、資料等の閲覧貸出

② 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

さらに、望ましい男女共同参画社会を構築するために、学校教育において、男女平等の視点に立った教育や指導を充実させるとともに、生涯を通じた多様な学習機会の提供に努めます。

	施策の方向	具体的な取組み
1	学校における男女平等等の理念を推進する教育の実践	「人権尊重」「男女平等」「男女の協力の重要性」「家庭生活の大切さ」などについての指導の充実
2	相談体制の充実強化	教育相談、育児相談など相談体制の充実強化
3	教育関係者の研修の充実	教育関係者の研修会の開催
4	生涯学習における推進	講座、セミナーの内容の充実、生涯学習プログラムの充実

基本目標 II 家庭における男女共同参画の推進

家庭生活は一人ひとりが家族の一員として尊重される中で、相互の協力によって築くものであり、男女がともに仕事と家庭の調和を図りつつ両立し、育児や介護についてもそれぞれの役割を果たすことが大切です。

子育て環境の整備・充実を図るためには、家庭における子育ての大切さを啓発するとともに、男女が協力して子育てを行う環境づくりを進める必要があります。

また、女性の健康にとって妊娠・出産期は大きな節目であり、安心して安全に子どもを産み育てることができるよう、保健指導体制の充実を図るとともに、地域や社会全体で子育て家庭を支援する取組みの一層の充実が求められています。

また、寝たきりや認知症高齢者、重度の心身障害者のいる家庭では、介護をされる方の身体的、精神的負担が大きくなっています。

こうしたことから、介護負担を軽減する施策や総合的な相談体制の充実など、誰もが安心して暮らせるきめ細かい福祉対策も推進していく必要があります。

	施策の方向	具体的な取組み
1	家庭における男女共同参画の推進	家庭における男女共同参画推進のための情報提供（各種講座の実施等）
2	子育て支援体制の充実	母子相談の充実強化
		子育て支援センターの充実強化
		乳幼児健診等の診査や健康指導の充実強化
		放課後児童クラブの充実強化
		延長保育、一時保育、病後児保育など保育サービスの充実強化
		子育てに関する相談体制の充実強化
3	育児休業制度の普及啓発	育児休業制度の普及啓発の強化
4	障害者の自立支援と福祉の充実	障害者保健福祉サービスの充実強化
		障害者相談支援体制の充実強化

5	高齢者の自立支援と福祉の充実	生きがいをづくりのための各種学習会の開催
		健康診査、保健指導の充実強化
		健康運動教室の充実強化
		知識や能力活用のため就業機会を確保するためのシルバー人材センターの活動支援
6	介護サービスの充実	介護の不安解消における相談体制の充実
		介護保険事業の円滑な推進
		介護予防事業の充実

基本目標 III 地域における男女共同参画の推進

少子高齢化が進む中、地域活動はますます重要になってきています。あらゆる世代・男女が地域づくりに積極的かつ対等に参加し、豊かな地域づくりを進める必要があります。

	施策の方向	具体的な取組み
1	地域活動における男女共同参画の促進	地域活動への参加促進
		ボランティア活動やNPO活動の情報提供
		地域活動拠点の整備
2	生涯にわたるスポーツ活動の推進	健康・体力保持増進のためのスポーツ・レクリエーションの推進

基本目標 IV 職場における男女共同参画の推進

職場における女性の能力開発機会の提供や、能力や実績に基づく評価や機会が均等になるよう啓発活動に努め、男女がともにゆとりを持って働くことのできる環境の整備や仕事と子育ての両立が図りやすい雇用環境の整備等を進める必要があります。また、職場や学校、地域など社会のあらゆる場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメント防止のため、関係機関と連携を図りながら、啓発活動を進める必要があります。

	施策の方向	具体的な取組み
1	意思決定過程への女性の参画促進	町の各種審議会等における女性委員の選任
		管理職としての能力を有する女性職員の選任
2	女性の学習支援の充実	女性職員の研修機会の確保充実
3	農林水産業等における女性の自立支援	農業委員の女性委員の選任
		家族経営協定等の普及、啓発
		女性認定農業者の拡大
4	仕事と家庭の両立支援の推進	適正な人員配置による超過勤務の縮減、周知啓発

		育児休暇、介護休暇等の取得促進、周知啓発
5	セクシャルハラスメント、パワーハラスメントの差別防止対策の推進	セクシャルハラスメントやパワーハラスメント防止に向けた啓発 相談支援体制の充実強化

基本目標 V 男女の人権を尊重する社会づくり

人権はすべての人が生まれながらにして持ち、人間らしく生きていくために必要な権利であり、誰からも侵害されるものであってはなりません。人権尊重は、私たちの社会生活の基礎をなすものであり、人権侵害の根絶に努める必要があります。

① 人権侵害を防ぐ環境づくりの推進

人権侵害の根絶や暴力の未然防止、早期発見・早期対応、また、人権侵害の潜在化、個人的な問題とされないよう関係機関の連携を強化し、取り組んでいくことに努めます。

	施策の方向	具体的な取組み
1	人権侵害や暴力を根絶するための仕組みづくり	人権尊重意識高揚のための周知啓発 人権相談の充実 児童虐待防止に向けた啓発活動の推進 児童虐待相談体制の充実 児童虐待ネットワークの充実強化 女性相談体制の充実 自治会長、民生委員の相談体制の充実 検診、家庭訪問等での相談体制の充実 防犯パトロールの充実強化

参 考 资 料

錦江町男女共同参画に関する町民意識調査

アンケート調査ご協力のお願い

錦江町行政におきましては日頃よりご理解とご協力を頂き、厚くお礼申し上げます。本町では性別にかかわらず町民一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、共に責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現をめざすため「錦江町男女共同参画計画」を策定する予定です。

そこで、計画に町民の皆様のご意見を的確に反映させるため又、今後の施策をより充実なものとするために意識調査を実施することになりました。

ご回答いただいた内容は、統計的に処理いたしますので、個人が特定されることはなく、また他の目的に使用したり、皆様にご迷惑をおかけすることはございません。大変お忙しいとは存じますが何卒ご理解の上、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

平成26年4月

錦江町長 楠元 忠洋

●ご記入にあたってのお願い

- 1 このアンケートは 20 才以上の方を年齢、性別に応じて無作為に 1,000 人選ばせて頂いています。
- 2 このアンケートは、あて名のご本人様が（代筆可）がお答え下さい。
- 3 ご回答はそれぞれ当てはまる番号を○で囲んで下さい。

●ご返送方法

ご記入いただいたアンケートは同封の「返信用封筒」（切手は不要）に入れて、5月2日（金）までにご投函下さい。

●お問い合わせ先

このアンケート調査に関するご不明な点は下記までお願いいたします。

【お問い合わせ先】

錦江町役場 総務課 総務チーム

電 話 0994-22-0511

F A X 0994-22-1951

男女共同参画社会とは、女性も男性も個人として、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のことです。

最初に、あなたご自身のことについておたずねします。

問1 次の(1)～(7)の項目について、それぞれ1つを選んで○をつけてください。

(1) あなたの性別は

- 1 男 2 女

(2) あなたの年齢は

- 1 20歳代 2 30歳代 3 40歳代
4 50歳代 5 60歳代 6 70歳代以上

(3) あなたのお住まいの地区はどちらですか

- 1 馬場 2 城元 3 神川 4 池田
5 宿利原 6 麓 7 上部 8 大原
9 川原 10 花瀬

(4) あなたは結婚していらっしゃいますか。

- 1 未婚 2 既婚 3 離別又は死別

(5) (4)で既婚と回答した方に、就業の形態についてお聞きします。

- 1 共働き 2 共働きでない 3 無職

(6) あなたの世帯構成はどれですか。

- 1 一人暮らし 2 夫婦のみ 3 夫婦と子供
4 2世代家族(親と) 5 3世代家族 6 その他()

(7) あなたの職業についてお聞きします。

- 1 農業・漁業・林業の自営業主 2 農業・漁業・林業の家族従事者
3 商業・工業サービス業の自営業主 4 商業・工業サービス業の家族従事者
5 1～4以外の自由業 6 会社員・公務員
7 パート・アルバイト 8 その他の職業()
9 専業主婦(夫) 10 学生
11 無職

男女の地位などについておたずねします。

問2 現在の社会において、男女の地位はどの程度平等になっていると思いますか。
 (1)～(8)の項目について、それぞれ1つを選んで○をつけてください。

項 目	男性の方が非常に優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	平等になっている	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	わからない
(1) 家庭生活では	1	2	3	4	5	6
(2) 地域では	1	2	3	4	5	6
(3) 慣習・しきたりなどでは	1	2	3	4	5	6
(4) 学校教育では	1	2	3	4	5	6
(5) 職場では	1	2	3	4	5	6
(6) 政治や行政では	1	2	3	4	5	6
(7) 法律や制度では	1	2	3	4	5	6
(8) 社会全体として	1	2	3	4	5	6

問3 今後、社会のあらゆる分野で、男女が不平等を感じないようにするために、重要なことは何だと思えますか。次の中から3つまで選んで○をつけてください。

- 1 法律や制度の上で見直しを行い、女性差別につながるものを改める
- 2 女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習やしきたりを改める
- 3 女性自身が経済力をつけたり、知識・技能を修得したりするなど、積極的に力を向上させる
- 4 女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスを充実させる
- 5 行政や企業などの重要な役割に、一定の割合で女性を登用する制度を採用する
- 6 子どもの時から家庭や学校で男女の平等について教える
- 7 その他 ()
- 8 わからない

家庭生活全般についておたずねします。

問4 あなたは、次にあげる家事は、誰が分担するのが望ましいと思いますか。

(1)～(11)の項目について、それぞれ1つを選んで○をつけてください。

項 目	夫が中心	妻が中心	担 家族で分	人 その他の	ない い・該当し わからな
(1) 日常の家計管理	1	2	3	4	5
(2) 食事づくり	1	2	3	4	5
(3) 食事のあとかたづけ	1	2	3	4	5
(4) 食料品・日用品の買い物	1	2	3	4	5
(5) 洗濯	1	2	3	4	5
(6) 掃除	1	2	3	4	5
(7) 家の修繕	1	2	3	4	5
(8) ゴミだし	1	2	3	4	5
(9) 子どものしつけや家庭教育	1	2	3	4	5
(10) 家族の介護	1	2	3	4	5
(11) 地域行事等への参加	1	2	3	4	5

問5 結婚されている方にお聞きします。あなたの家庭では、日常の家事の分担をどのようにされていますか。(1)～(11)の項目について、それぞれ1つを選んで○をつけてください。

項 目	夫が中心	妻が中心	担 家族で分	人 その他の	ない い・該当し わからな
(1) 日常の家計管理	1	2	3	4	5
(2) 食事づくり	1	2	3	4	5
(3) 食事のあとかたづけ	1	2	3	4	5
(4) 食料品・日用品の買い物	1	2	3	4	5
(5) 洗濯	1	2	3	4	5
(6) 掃除	1	2	3	4	5
(7) 家の修繕	1	2	3	4	5
(8) ゴミだし	1	2	3	4	5
(9) 子どものしつけや家庭教育	1	2	3	4	5
(10) 家族の介護	1	2	3	4	5
(11) 地域行事等への参加	1	2	3	4	5

問6 「男は仕事、女は家庭」という考え方がありますが、あなたはどのようにお考えですか。次の中から1つを選んでください。

- 1 賛成である
- 2 どちらかといえば賛成である
- 3 どちらかといえば反対である
- 4 反対である
- 5 わからない



仕事についておたずねします。

問7 現在仕事をしている方にお聞きします。あなたの今の職場では、男女の扱いについて、平等になっていると思いますか。

(1)～(10)の項目について、それぞれ1つを選んで○をつけてください。

項 目	男性の方が非常に優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	平等になっている	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	わからない
(1) 募集や採用	1	2	3	4	5	6
(2) 賃金	1	2	3	4	5	6
(3) 昇進・昇格	1	2	3	4	5	6
(4) 幹部への登用	1	2	3	4	5	6
(5) 仕事の内容	1	2	3	4	5	6
(6) 教育訓練・研修	1	2	3	4	5	6
(7) 退職・解雇	1	2	3	4	5	6
(8) 福利厚生	1	2	3	4	5	6
(9) 休暇の取得	1	2	3	4	5	6
(10) その他 ()	1	2	3	4	5	6

問8 職場での女性の働き方について、次のうちどれが望ましいと思いますか。次の中からあてはまるものを1つ選んで○をつけてください。

- 1 男女という性別に関わりなく能力主義によって仕事が与えられるべきである
- 2 仕事には男女の役割分担があり、女性でなくてはできない仕事をすべきである
- 3 管理職や役員を目指して研鑽を積むべきである
- 4 男女同等の仕事をするべきである
- 5 事務補助員として男性を補佐するほうがよい
- 6 その他 ()
- 7 よくわからない

問9 一般的に、女性が職業を持つことについて、次のうちどれが望ましいと思いますか。次の中から1つを選んで○をつけてください。

- 1 子どもができてずっと仕事を続けるほうがよい
- 2 子どもができたなら仕事をやめ、子どもが大きくなったら再び仕事を持つほうがよい
- 3 子どもができるまでは仕事を持つほうがよい
- 4 結婚するまでは仕事を持つほうがよい
- 5 女性は仕事を持たないほうがよい
- 6 その他 ()
- 7 わからない

問10 女性が職場で能力を発揮するためにどのようなことが必要だと思いますか。次の中からあてはまるものを3つまで選んで○をつけてください。

- 1 能力主義による人事管理の実施
- 2 女性の能力開発のための研修
- 3 上司に対する女性の育成や人事評価についての研修
- 4 男性の意識改革のための研修
- 5 女性の意識改革のための研修
- 6 女性の管理職等への登用の推進
- 7 仕事と家庭の両立を支援する制度の整備、普及
- 8 女性自らが積極的に知識や技能を身につけること
- 9 その他 ()
- 10 わからない



問 1 1 女性の方にお聞きします。あなたが仕事を持つ場合、負担になることは何ですか。
次の中からあてはまるものを3つまで選んで○をつけてください。

- 1 家事のこと
- 2 子どものこと
- 3 介護のこと
- 4 収入のこと
- 5 勤務時間・勤務日のこと
- 6 特にない
- 7 その他 ()

問 1 2 あなたは、仕事と家庭生活のどちらを優先させたほうが望ましいと思いますか。
次の中から望ましいと思うものを1つ選んで○をつけてください。

- 1 家庭生活よりも、仕事に専念する
- 2 家庭生活にも携わるが、あくまで仕事を優先させる
- 3 家庭生活と仕事を、同じように両立させる
- 4 仕事にも携わるが、家庭生活を優先させる
- 5 仕事よりも、家庭生活を優先させる
- 6 わからない

問 1 3 現在仕事をしている方にお聞きします。あなたは、仕事と家庭生活のどちらを優先
していますか。次の中から1つを選んで○をつけてください。

- 1 家庭生活よりも、仕事に専念している
- 2 家庭生活にも携わるが、あくまで仕事を優先させている
- 3 家庭生活と仕事を、同じように両立させている
- 4 仕事にも携わるが、家庭生活を優先させている
- 5 仕事よりも、家庭生活を優先させている
- 6 わからない



子育て・教育についておたずねします。

問 1 4 あなたは、「男の子は男らしく、女の子は女らしく」という育て方についてどのよ
うに思いますか。次の中から1つを選んで○をつけてください。

- 1 そう思う
- 2 どちらかといえばそう思う
- 3 どちらかといえばそう思わない

6 その他 ()

(☆ 問19で1と回答した方にお尋ねします)

問20 これまでに暴力について誰かに打ち明けたり、相談したことがありますか。

次の中からあてはまるものを3つまで選んで○をつけてください。

- 1 どこ(だれ)にも相談しなかった
- 2 警察に連絡・相談した
- 3 公的な相談窓口や電話相談に相談した
- 4 民間の機関(弁護士など)に相談した
- 5 医師・カウンセラーに相談した
- 6 家族に相談した
- 7 友人・知人に相談した
- 8 相談するところがわからない
- 9 その他 ()

(☆ 問20で1と回答した方にお尋ねします)

問21 相談しなかったのはなぜですか。次の中からあてはまるものを3つまで選んで○をつけてください。

- 1 自分さえ我慢すれば、何とかこのままやっていけると思ったから
- 2 相談しても無駄だと思ったから
- 3 自分にも悪いところがあると思ったから
- 4 相談するほどのことではないと思ったから
- 5 他人を巻き込みたくなかったから
- 6 恥ずかしくてだれにもいえなかったから
- 7 世間体が悪いから
- 8 そのことについて思い出したくなかったから
- 9 相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けたりすると思ったから
- 10 どこ(誰)に相談してよいのかわからなかったから
- 11 相談すると、担当者の言動で自分が不快な思いをすと思ったから
- 12 その他 ()

男女共同参画用語についておたずねします。

問22 あなたは、次の言葉を知っていますか。(1)から(4)の項目について、それぞれ1つを選んで○をつけてください。

項 目	る よく知っています	少しは中身を知っている	言葉だけ聞いたことがある	まったく知らない
(1) 男女共同参画社会	1	2	3	4
(2) 男女共同参画社会基本法	1	2	3	4
(3) 男女雇用機会均等法	1	2	3	4
(4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)	1	2	3	4

男女共同参画社会実現に向けての取組みについておたずねします。

問23 「男女共同参画社会」を実現するために、錦江町の施策に望むことは何ですか。次の中からあてはまるものを3つまで選んで○をつけてください。

- 1 広報誌や講演会などによる男女の平等と相互理解についての啓発
- 2 学校などにおける男女平等教育の推進
- 3 社会教育・生涯学習の場での学習の充実
- 4 職場における男女均等な取り扱いについての周知徹底
- 5 保育サービスや学童保育などの子育て支援の充実
- 6 介護サービスの充実
- 7 検診体制や相談など健康に関する事業の充実
- 8 地域コミュニティ活動における男女共同参画の推進
- 9 審議会等の委員への女性の登用
- 10 女性の就労支援の充実
- 11 男女共同参画条例の整備
- 12 その他 ()



男女共同参画社会基本法 (平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正：平成一一年一月二二日法律第一六〇号

前文

[第一章 総則\(第一条—第十二条\)](#)

[第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策\(第十三条—第二十条\)](#)

[第三章 男女共同参画会議\(第二十一条—第二十八条\)](#)

[附則](#)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二

項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月一六日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

（職員の身分引継ぎ）

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年一月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
(昭和四十七年七月一日法律第百十三号)

最終改正:平成二六年六月一三日法律第六七号

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

第一節 性別を理由とする差別の禁止等(第五条—第十条)

第二節 事業主の講ずべき措置(第十一条—第十三条)

第三節 事業主に対する国の援助(第十四条)

第三章 紛争の解決

第一節 紛争の解決の援助(第十五条—第十七条)

第二節 調停(第十八条—第二十七条)

第四章 雑則(第二十八条—第三十二条)

第五章 罰則(第三十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

(基本的理念)

第二条 この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあつては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従つて、労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

(啓発活動)

第三条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(男女雇用機会均等対策基本方針)

第四条 厚生労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針(以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。)を定めるものとする。

2 男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活の動向に関する事項

二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項

3 男女雇用機会均等対策基本方針は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。

4 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たつては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

5 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

6 前二項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。

第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

第一節 性別を理由とする差別の禁止等

(性別を理由とする差別の禁止)

第五条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

第六条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

- 一 労働者の配置(業務の配分及び権限の付与を含む。)、昇進、降格及び教育訓練
- 二 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生措置であつて厚生労働省令で定めるもの
- 三 労働者の職種及び雇用形態の変更
- 四 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新

(性別以外の事由を要件とする措置)

第七条 事業主は、募集及び採用並びに前条各号に掲げる事項に関する措置であつて労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率その他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として厚生労働省令で定めるものについては、当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の実施が当該業務の遂行上特に必要である場合、事業の運営の状況に照らして当該措置の実施が雇用管理上特に必要である場合その他の合理的な理由がある場合でなければ、これを講じてはならない。

(女性労働者に係る措置に関する特例)

第八条 前三条の規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない。

(婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等)

第九条 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

- 2 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。
- 3 事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、[労働基準法](#)（昭和二十二年法律第四十九号）[第六十五条第一項](#)の規定による休業を請求し、又は[同項](#)若しくは[同条第二項](#)の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 4 妊娠中の女性労働者及び出産後一年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

(指針)

第十条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで及び前条第一項から第三項までの規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。

- 2 第四条第四項及び第五項の規定は指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第二節 事業主の講ずべき措置

(職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置)

第十一条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。

3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。(妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置)

第十二条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が[母子保健法](#)(昭和四十年法律第百四十一号)の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

第十三条 事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。

3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第三節 事業主に対する国の援助

第十四条 国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。

一 その雇用する労働者の配置その他雇用に関する状況の分析

二 前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善するに当たつて必要となる措置に関する計画の作成

三 前号の計画で定める措置の実施

四 前三号の措置を実施するために必要な体制の整備

五 前各号の措置の実施状況の開示

第三章 紛争の解決

第一節 紛争の解決の援助

(苦情の自主的解決)

第十五条 事業主は、第六条、第七条、第九条、第十二条及び第十三条第一項に定める事項(労働者の募集及び採用に係るものを除く。)に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関(事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。)に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るよう努めなければならない。

(紛争の解決の促進に関する特例)

第十六条 第五条から第七条まで、第九条、第十一条第一項、第十二条及び第十三条第一項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、[個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律](#)(平成十三年法律第百十二号)[第四条](#)、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第二十七条までに定めるところによる。

(紛争の解決の援助)

第十七条 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2 事業主は、労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第二節 調停

(調停の委任)

第十八条 都道府県労働局長は、第十六条に規定する紛争(労働者の募集及び採用についての紛争を除く。)について、当該紛争の当事者(以下「関係当事者」という。)の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、[個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項](#)の紛争調整委員会(以下「委員会」という。)に調停を行わせるものとする。

2 前条第二項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

(調停)

第十九条 前条第一項の規定に基づく調停(以下この節において「調停」という。)は、三人の調停委員が行う。

2 調停委員は、委員会の委員のうちから、会長があらかじめ指名する。

第二十条 委員会は、調停のため必要があると認めるときは、関係当事者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

2 委員会は、第十一条第一項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争に係る調停のために必要があると認め、かつ、関係当事者の双方の同意があるときは、関係当事者のほか、当該事件に係る職場において性的な言動を行つたとされる者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第二十一条 委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県労働局の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

第二十二条 委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。

第二十三条 委員会は、調停に係る紛争について調停による解決の見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

2 委員会は、前項の規定により調停を打ち切つたときは、その旨を関係当事者に通知しなければならない。

(時効の中断)

第二十四条 前条第一項の規定により調停が打ち切られた場合において、当該調停の申請をした者が同条第二項の通知を受けた日から三十日以内に調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

(訴訟手続の中止)

第二十五条 第十八条第一項に規定する紛争のうち民事上の紛争であるものについて関係当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、関係当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

一 当該紛争について、関係当事者間において調停が実施されていること。

二 前号に規定する場合のほか、関係当事者間に調停によつて当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(資料提供の要求等)

第二十六条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(厚生労働省令への委任)

第二十七条 この節に定めるもののほか、調停の手續に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四章 雑則

(調査等)

第二十八条 厚生労働大臣は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活に関し必要な調査研究を実施するものとする。

2 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

3 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十九条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

2 前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(公表)

第三十条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで、第九条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二条及び第十三条第一項の規定に違反している事業主に対し、前条第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(船員に関する特例)

第三十一条 [船員職業安定法](#) (昭和二十三年法律第百三十号) [第六条第一項](#) に規定する船員及び[同項](#) に規定する船員になろうとする者に関しては、[第四条第一項並びに同条第四項及び第五項](#) (同条第六項、第十条第二項、第十一条第三項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。)、[第十条第一項、第十一条第二項、第十三条第二項並びに前三条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、](#)[第四条第四項](#) (同条第六項、第十条第二項、第十一条第三項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。)[中「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、](#)[第六条第二号、第七条、第九条第三項、第十二条及び第二十九条第二項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、](#)[第九条第三項中「労働基準法](#) (昭和二十二年法律第四十九号) [第六十五条第一項](#) の規定による休業を請求し、又は[同項](#) 若しくは[同条第二項](#) の規定による休業をしたこと」とあるのは「[船員法](#) (昭和二十二年法律第百号) [第八十七条第一項](#) 又は[第二項](#) の規定によつて作業に従事しなかつたこと」と、[第十七条第一項、第十八条第一項及び第二十九条第二項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長](#) (運輸監理部長を含む。)[」と、](#)[第十八条第一項中「第六条第一項の紛争調整委員会](#) (以下「委員会」という。)[」とあるのは「第二十一条第三項のあつせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」とする。](#)

2 前項の規定により読み替えられた第十八条第一項の規定により指名を受けて調停員が行う調停については、第十九条から第二十七条までの規定は、適用しない。

3 前項の調停の事務は、三人の調停員で構成する合議体で取り扱う。

4 調停員は、破産手續開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その地位を失う。

5 第二十条から第二十七条までの規定は、第二項の調停について準用する。この場合において、第二十条から第二十三条まで及び第二十六条中「委員会は」とあるのは「調停員は」と、第二十一条中「当該

委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)が置かれる地方運輸局(運輸監理部を含む。)」と、第二十六条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱っている」と、第二十七条中「この節」とあるのは「第三十一条第三項から第五項まで」と、「調停」とあるのは「合議体及び調停」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

(適用除外)

第三十二条 第二章第一節及び第三節、前章、第二十九条並びに第三十条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第二章第二節の規定は、一般職の国家公務員([特定独立行政法人の労働関係に関する法律](#) (昭和二十三年法律第二百五十七号) [第二条第二号](#) の職員を除く。)、[裁判所職員臨時措置法](#) (昭和二十六年法律第二百九十九号)の適用を受ける裁判所職員、[国会職員法](#) (昭和二十二年法律第八十五号)の適用を受ける国会職員及び[自衛隊法](#) (昭和二十九年法律第六十五号) [第二条第五項](#) に規定する隊員に関しては適用しない。

第五章 罰則

第三十三条 第二十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五八年一二月二日法律第七八号)

- 1 この法律(第一条を除く。)は、昭和五十九年七月一日から施行する。
- 2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令(以下「関係政令」という。)の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則 (昭和六〇年六月一日法律第四五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二十条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、第一条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律及び第二条の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成三年五月一五日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

附 則 (平成七年六月九日法律第一〇七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年十月一日から施行する。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九条 この法律の施行の際現に設置されている働く婦人の家については、前条の規定による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律第三十条及び第三十一条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 この法律の施行の際現に設置されている働く婦人の家に関し、労働省令で定めるところにより、当該働く婦人の家を設置している地方公共団体が当該働く婦人の家を第二条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第三十四条に規定する勤労者家庭支援施設に変更したい旨の申出を労働大臣に行い、労働大臣が当該申出を承認した場合には、当該承認の日において、当該働く婦人の家は、同条に規定する勤労者家庭支援施設となるものとする。

附 則 (平成九年六月一八日法律第九二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条(次号に掲げる改正規定を除く。)、第三条(次号に掲げる改正規定を除く。)、第五条、第六条、第七条(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第三条、第六条、第七条、第十条及び第十四条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第一条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律第二十六条の前の見出しの改正規定、同条の改正規定(「事業主は」の下に「、労働省令で定めるところにより」を加える部分及び「できるような配慮をするように努めなければならない」を「できるようにしなければならない」に改める部分に限る。)、同法第二十七条の改正規定(「講ずるように努めなければならない」を「講じなければならない」に改める部分及び同条に二項を加える部分に限る。)、同法第三十四条の改正規定(「及び第十二条第二項」を「、第十二条第二項及び第二十七条第三項」に改める部分、「第十二条第一項」の下に「、第二十七条第二項」を加える部分及び「第十四条及び」を「第十四条、第二十六条及び」に改める部分に限る。)及び同法第三十五条の改正規定、第三条中労働基準法第六十五条第一項の改正規定(「十週間」を「十四週間に改める部分に限る。)、第七条中労働省設置法第五条第四十一号の改正規定(「が講ずるように努めるべき措置についての」を「に対する」に改める部分に限る。)並びに附則第五条、第十二条及び第十三条の規定並びに附則第十四条中運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)第四条第一項第二十四号の二の三の改正規定(「講ずるように努めるべき措置についての指針」を「講ずべき措置についての指針等」に改める部分に限る。) 平成十年四月一日

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条

の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第百五十七条第四項から第六項まで、第百六十条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

(新地方自治法第百五十六条第四項の適用の特例)

第二百二十二条 第三百七十五条の規定による改正後の労働省設置法の規定による都道府県労働局(以下「都道府県労働局」という。)であって、この法律の施行の際第三百七十五条の規定による改正前の労働省設置法の規定による都道府県労働基準局の位置と同一の位置に設けられているものについては、新地方自治法第百五十六条第四項の規定は、適用しない。

(職業安定関係地方事務官に関する経過措置)

第二百二十三条 この法律の施行の際現に旧地方自治法附則第八条に規定する職員(労働大臣又はその委任を受けた者により任命された者に限る。附則第百五十八条において「職業安定関係地方事務官」という。)である者は、別に辞令が発せられない限り、相当の都道府県労働局の職員となるものとする。

(地方労働基準審議会等に関する経過措置)

第二百二十四条 この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による地方労働基準審議会、地方職業安定審議会、地区職業安定審議会、地方最低賃金審議会、地方家内労働審議会及び機会均等調停委員会並びにその会長、委員その他の職員は、相当の都道府県労働局の相当の機関及び職員となり、同一性をもって存続するものとする。

(国等の事務)

第二百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第百六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。こ

の場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

- 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

- 2 附則第十八条、第五十一条及び第八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成十一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成十三年七月一一日法律第一一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成十三年一二月一六日法律第一一八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十四年五月三十一日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令(以下「旧法令」という。)の規定により海運監理部長、陸運支局長、海運支局長又は陸運支局の事務所の長(以下「海運監理部長等」という。)がした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為(以下「処分等」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令(以下「新法令」という。)の規定により相当の運輸監理部長、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長(以下「運輸監理部長等」という。)がした処分等とみなす。

第二十九条 この法律の施行前に旧法令の規定により海運監理部長等に対してした申請、届出その他の行為(以下「申請等」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、新法令の規定により相当の運輸監理部長等に対してした申請等とみなす。

第三十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一四年七月三十一日法律第九八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章第一節(別表第一から別表第四までを含む。)並びに附則第二十八条第二項、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第三十八条 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十九条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、附則第七条の規定は、社会保険労務士法の一部を改正する法律(平成十七年法律第六十二号)中社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第二条第一項第一号の四の改正規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第一百十二号)第六条第一項の紛争調整委員会(以下「委員会」という。)に係属している同法第五条第一項のあつせんに係る紛争については、第一条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(以下「新法」という。)第十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(時効の中断に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に委員会に係属している第一条の規定による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第十四条第一項の調停に関し当該調停の目的となっている請求についての新法第二十四条の規定の適用に関しては、この法律の施行の時に、調停の申請がされたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法及び第二条の規定による改正後の労働基準法第六十四条の二の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二〇年五月二日法律第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為及び前条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、運輸の安全の一層の確保を図る等の観点から運輸安全委員会の機能の拡充等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二四年六月二七日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日

(処分等の効力)

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為であってこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。)に相当の規定があるものは、法律(これに基づく政令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正:平成二六年四月二三日法律第二八号

[第一章 総則\(第一条・第二条\)](#)

[第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等\(第二条の二・第二条の三\)](#)

[第二章 配偶者暴力相談支援センター等\(第三条—第五条\)](#)

[第三章 被害者の保護\(第六条—第九条の二\)](#)

[第四章 保護命令\(第十条—第二十二條\)](#)

[第五章 雑則\(第二十三条—第二十八條\)](#)

[第五章の二 補則\(第二十八條の二\)](#)

[第六章 罰則\(第二十九条・第三十條\)](#)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関す

る基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 [刑法](#) (明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、[警察法](#) (昭和二十九年法律第百六十二号)、[警察官職務執行法](#) (昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 [社会福祉法](#) (昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、[生活保護法](#) (昭和二十五年法律第百四十四号)、[児童福祉法](#) (昭和二十二年法律第百六十四号)、[母子及び寡婦福祉法](#) (昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令

の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、[民事訴訟法](#) (平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係

る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一六年六月二日法律第六四号）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一九年七月一日法律第一一三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年七月三日法律第七二号）抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

鹿児島県男女共同参画推進条例

平成 13 年 12 月 21 日
条例第 56 号

鹿児島県男女共同参画推進条例をここに公布する。

鹿児島県男女共同参画推進条例

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 8 条)

第 2 章 男女共同参画を阻害する行為の禁止(第 9 条)

第 3 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第 10 条—第 16 条)

第 4 章 鹿児島県男女共同参画審議会(第 17 条—第 24 条)

附則

すべての人々が、その人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を築くことは、私たちの願いである。そして、その社会こそが、男女が対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、喜びと責任を分かち合うことができる男女共同参画社会である。

鹿児島県では、これまでも、その時代の要請に応じて、男女平等の実現に向けた様々な取組を行ってきたが、依然として性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく制度と慣行が根強く残っており、なお一層の努力が必要とされている。

また、少子高齢化の進展、家族形態の多様化、地域社会の変化等の社会経済情勢の変化に対応していくためにも、男女共同参画社会の実現は緊急かつ重要な課題となっている。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指して、県、事業者、県民及び市町村が一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が当該活動に参画し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画

を阻害する要因となるおそれがあることを考慮して、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体(事業者を含む。以下同じ。)における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、前項の施策の実施に当たっては、事業者、県民及び市町村と連携を図るものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市町村への要請及び支援)

第7条 県は、市町村に対し、その区域の特性に応じた男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力することを求めるものとする。

- 2 県は、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(年次報告)

第8条 知事は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止

第9条 何人も、次に掲げる男女共同参画を阻害する行為を行ってはならない。

- (1) 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における性別による差別的取扱い
- (2) 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメント
- (3) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)に対する暴力行為(精神的苦痛を著しく与える行為を含む。)

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第10条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、鹿児島県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 県は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画に配慮しなければならない。

2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、県民の意見を反映させるよう努めるものとする。

(県民の理解を深めるための措置)

第12条 県は、広報活動等を通じて基本理念に関する県民の理解を深めるよう適切な措置を講ずるとともに、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(調査研究)

第13条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(県民等に対する支援)

第14条 県は、県民及び民間の団体が男女共同参画の推進に関して行う活動を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(県民等の申出)

第15条 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての県民及び民間の団体からの申出があったときは、適切に処理するよう努めるものとする。

2 県は、[第9条](#)に規定する行為その他の男女共同参画を阻害する行為に関する県民及び民間の団体からの申出があったときは、関係機関と協力して適切に処理するよう努めるものとする。

(男女共同参画週間)

第16条 県民の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、男女共同参画週間を設ける。

2 男女共同参画週間は、毎年7月25日から同月31日までとする。

3 県は、男女共同参画週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

第4章 鹿児島県男女共同参画審議会

(審議会)

第17条 男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、鹿児島県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 基本計画に関し、[第10条第3項](#)に規定する事項を処理すること。

(2) 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な政策又は重要事項を調査審議すること。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、知事に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第18条 審議会は、男女共同参画に関する識見を有する者のうちから知事が任命する委員20人以内をもって組織する。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(委員の任期)

第 19 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 20 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 21 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 22 条 審議会は、専門の事項を調査するため必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が選任する。

(庶務)

第 23 条 審議会の庶務は、総務部県民生活局において処理する。

(平 21 条例 14・一部改正)

(委任)

第 24 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に定められている男女共同参画の推進に関する県の基本的な計画であって、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、この条例の規定により定められた基本計画とみなす。

附 則(平成 21 年 3 月 27 日条例第 14 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

錦江町男女共同参画懇話会設置要綱

平成 26 年 1 月 20 日告示第 3 号

錦江町男女共同参画懇話会設置要綱

(設置)

第 1 条 錦江町における男女共同参画社会の実現に向けて、広く意見を求め、基本計画の策定及び男女共同参画社会形成に係る施策を総合的に推進するため、錦江町男女共同参画懇話会(以下「懇話会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 懇話会は、男女共同参画社会づくりに関する諸問題について研究・協議し、必要に応じて町長に報告を行うものとする。

(組織)

第 3 条 懇話会は、委員 10 名以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町内の団体及び関係機関の代表者
- (2) 町内企業及び事業所の代表者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 懇話会に会長及び副会長を各 1 名置き、委員の互選とする。

2 会長は懇話会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇話会は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 懇話会は必要に応じて専門家に意見を聴くことができるものとする。

(庶務)

第 7 条 懇話会の庶務は総務課において行う。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

錦江町男女共同参画推進会議設置要綱

平成 26 年 1 月 20 日告示第 2 号

錦江町男女共同参画推進会議設置要綱 (設置)

第 1 条 男女が社会の対等な構成員として、その能力と個性を十分に発揮することができ、かつ、共に責任を負うべき男女共同参画社会の実現を図るため錦江町男女共同参画推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議は次に掲げる事項について調査、研究及び審議を行う。

- (1) 男女共同参画社会実現に係る施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 男女共同参画社会実現に係る施策の関係課等間の総合的な連絡調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会実現の形成促進に関すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は町長をもって充てる。
- 3 副会長は総務管理監をもって充てる。
- 4 委員は別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長の職務)

第 4 条 会長は会務を総括し、会議の議長となる。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進会議は会長が必要に応じ招集する。

- 2 会長が必要を認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聞くことができる。

(幹事会)

第 6 条 会長は男女共同参画社会実現のための施策について調査、研究その他専門的な作業を行うため錦江町男女共同参画幹事会(以下「幹事会」という。)を置くことができる。

- 2 幹事会は別表第 2 に掲げる推進会議の各委員が推薦する所属職員をもって組織する。
- 3 幹事会には幹事会長を置き、推進会議委員が推薦する所属職員がこれに当たる。
- 4 幹事会会長は会務を総理し幹事会を代表する。
- 5 幹事会会長に事故あるとき、又は幹事会会長が欠けたときは、あらかじめ幹事会会長が指名する者が、その職務を代理する。
- 6 幹事会は調査、研究その他専門的な作業の経過及び結果を推進会議に報告しなければならない。

(庶務)

第 7 条 推進会議の庶務は総務課において行う。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議及び幹事会の運営について必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

総務課長
企画課長
住民税務課長
保健福祉課長
産業振興課長

建設課長
農業委員会事務局長
会計課長
議会事務局長
教育課長
地域振興課長
住民生活課長
産業建設課長

別表第2(第6条関係)

総務課
企画課
住民税務課
保健福祉課
産業振興課
教育課
地域振興課

錦江町男女共同参画懇話会委員

委員氏名	役職等	備考
岩下 啓式	錦江町自治会長連絡協議会会長	
小川 ツルエ	錦江町女性団体連絡協議会会長	
宮園 浩之	錦江町 PTA 連絡協議会会長	
宇都 修	田代小学校校長	
貫見 たか子	川原保育園保育士	
麦生田 才子	肝属郡医師会立居宅介護支援事業所 みなみかぜ介護支援専門員	
川越 裕子	錦江町議会議員	
落司 道子	錦江町議会議員	